コンピュータ・ネットワークにおける法と法律実務 の現在

メタデータ言語: jpn出版者: 明治大学法学部資料センター
公開日: 2015-10-01
キーワード (Ja):
キーワード (En):
作成者: 夏井, 高人, 園部, 洋士, 髙地, 茂世
メールアドレス:
所属:URLhttp://hdl.handle.net/10291/17598

'98 年度 研究・講演会の記録

講演テーマ

『コンピュータ・ネットワークにおける 法と法律実務の現在』

講師: 夏井高人先生(明治大学法学部教授)

コメンテイター: 園 部 洋 士 先生 (明治大学法曹会・弁護士)

司 会: 髙 地 茂 世 先生 (明治大学法学部助教授)

共 催: 明治大学法曹会 (事務局 広 井 武 昭)

明治大学法学部資料センター(事務局 古 田 隆 子)

出席者: 61名

開催: 1998年6月20日(土)午後3時~5時於明治大学大学院南講堂

講演資料

コンピュータ・ネットワークにおける 法と法律実務の現在

明治大学法学部教授 夏井高人

http://www.isc.meiji.ac.jp/ sumwel_h

ネットワーク社会の法に至る道程

マスコミ法 新聞・雑誌の世代

メディア法 テレビ・ラジオの世代

通信法 電話・テレックスの世代

はじめに

講演の目的 講演の概要 講演の進め方



コンピュータ法 コンピュータの世代 情報法 デジタル通信の世代

サイバー法,ネットワーク法 インターネットの世代

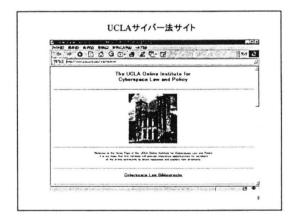
5

コンピュータ・ネットワーク





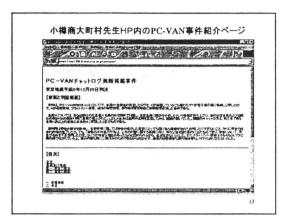


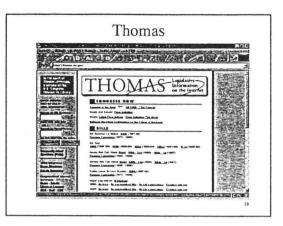












世界各国の対応

法情報の迅速な提供

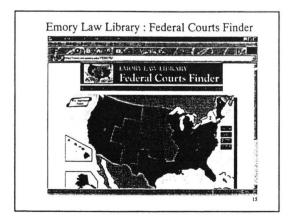
立法情報

司法情報

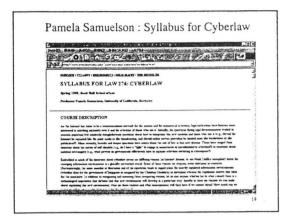
行政運用情報

ネットワーク社会へ向けた法律の整備 法学教育方法論の改革の進行 The state of the s

JURISTISCHES INTERNETPROJEKT SAARBRUCKEN









日本の実状

法情報の迅速・満足とはいえない提供 立法情報

司法情報

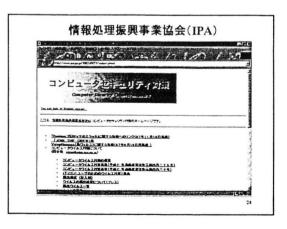
行政運用情報

ネットワーク社会へ向けた法律の不在 法学教育方法論の改革の遅延

20







ネットワーク社会における法

法を法として機能させるもの 法のファームウェア化 ネットワーク・サンクション

25



ネットワーク社会における法律 実務家

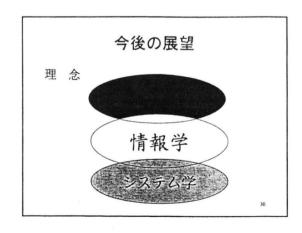
法情報サービス産業としての位置づけ 情報倫理と情報リテラシに裏打ちされ たプロフェッショナル性 新たなルールの形成を見抜く力

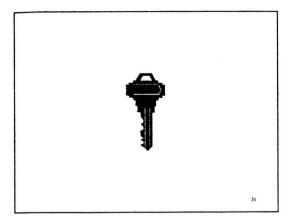
26



岡村久道弁護士の情報法学日記







質 問 票

	(夏井・園部先生	報告に関して)
所属・氏名		
		7

用語解説

(1) コンピュータ・ネットワーク(computer network)

複数のコンピュータを専用通信ケーブルや電話回線などの通信媒体で結び、データのやりとりを行えるようにした通信網のこと。

(2) URL (Uniform Resource Locator)

インターネット上にある、サイト、ディレクトリ、ファイルなどの情報の位置や、その提供・利用方法を一義的に表現するための記述形式である。もともとは、WWWサービスの情報の位置を指定するために利用されてきたが、最近では、WWW以外のサービス提供手段の情報表記にも利用されるようになっている。例:http://www.kagoshima-u.ac.jp/idx.html,gopher://wiretap.spies.com/,ftp://ftp.unt.edu/library/など。[サービスの種類]://[サイト・アドレス]//[ディレクトリ名、ファイル名など]の形式で表記する。

(3) ホームページ(Ilome Page)

WWWサーバーにアクセスすると最初に出てくるページのこと。WWW サーバーに蓄積されたWebページの開始ページ。本でいえば「目次」のような もの。ページ全体を指して「ホームページ」ということもある。

(4) インターネット(Internet)

英語でインター(inter)とは、類似した事象や人間集団の間の相互作用、運動、存在を表現するための形容詞を形成するための接頭辞である。ネットはネットワークのことである。それゆえに、インターネットとはネットワーク間の相互作用のことになる。パソコン通信においては、基本的には同じホスト・コンピュータで接続された人としか情報交換ができないクローズド・システムになっている。そこで、それらの閉ざされたネットワークを1つのネットワークで結びつけてオープン・システム化し、電話番号さえ知っていれば世界中のどこの国とでも自由に会話ができる国際電話のようなシステムをコンピュータで実現したものと考えればよい。ネットワークのためのネットワークともいわれる。

(5) ハードコピー(hard copy)

画面に表示されている内容をプリンタに出力すること。または、ブリンタで印刷した紙自体をハードコピーを呼ぶ。

(6) コンテンツ(contents)

マルチメディアと従来の電気通信との最大の違いは、電気通信がユーザーの情報の伝送を基本にしているのに対し、マルチメディアはネットワークが

持っている情報の提供が基本で、マルチメディアで提供される情報がコンテンツと呼ばれる。マルチメディアでは様々の付加情報を提供しなければならない。この付加情報機能としては、現在、通信を利用したコンピュータゲームやCD-ROMのカラオケなどがあるが、マルチメディア発展にはコンテンツの整備が欠かせない。

(7) データベース (data base)

コンピュータを使って検索でき、多目的に利用することが可能な情報ファイル。

(8) オンライン(online)

機器同士が物理的もしくは論理的に接続している状態のこと。逆に接続していない状態をオフラインという。元来は別の計算機に接続し、データをやりとりしたり計算を行うことを指した。パソコン通信では、BBSと接続している状態、プリンタでは印字可能な状態をいう。

(9) スクロールバー(scroll bar)

ウィンドウに表示されているデータの範囲をずらすためのスライド式の GUI。垂直方向と水平方向の2つある。通常、ウィンドウの枠などに設けられている。スクロールバーのなかに表示される四角い箱状のつまみ(スクロールボックス)をマウスでドラッグすることで、ウィンドウ内の画面を上下ある いは左右方向へ自由にスクロールさせることができる。

(10)リンク(link)

ハイバーテキストによってあるページから別のページにジャンプするよう指示されていること。リンク先とは、ジャンプする対象となっているものを指す。あるページから、あるページへ飛べるように関連づけることを「リンクを張る」という。

(11)マウス(mouse)

画面上に表示されたボタンなどのオブジェクトを選択したり、グラフィック系のソフトウェアでドローイングしたりするためのポインティングデバイス。机上で移動させ、内蔵のボールで移動方向と距離をコンピュータに伝える機械式と専用のパッド上に光をあてて反射光で移動距離と方向を検知する光学式がある。マウスの移動に応じて画面のポインタ(マウスカーソル)が移動する。上部には1個から3個程度の押しボタンが付いており、アイコンやメニューの上で押すことで指示を与えるようになっている。使用するインターフェイ

スによって、バスマウスとシリアルマウスの2種類がある。

(12) クリック (click)

マウスやトラックボールに付いているボタンを一度押して離すこと。2 度続けて素早くボタンを押すことをダブルクリックという。MacintoshやWindowsなどアイコンを使用したユーザーインターフェイスのもとでは、機能を絵柄や文字などでシンボル化したアイコンをクリックすることにより、さまざまな処理を行う。

(13) リモート (リモートログイン)

遠隔地のコンピュータにログインし、それを自分の部屋のコンピュータであるかのように使うことができる機能。

(14)ニフティサーブ(NIFTY-Serve)

富士通と日商岩井が出資してつくった商用ネット。100万人以上の会員を有するネットで日本の最大級のネット。

(15)フロッピー(フロッピーディスク floppy disk)

コンピュータの記憶媒体の一種。磁性体を塗ったボリエチレン製のドーナツ状のシートを四角いジャケットに収めたもの。フロッピーディスクドライブに挿入して、データの読み書きを行う。外形サイズによって8インチ、5.25インチ、3.5インチ、2インチなどの種類があり、さらに記録密度によってディスクの片面にしか記録しない片面単密度(IS)、両面に記録する両面倍密度(2D)、両面倍密度倍トラック(2DD)、両面高密度(2HD)などがある。現在は、3.5インチ2HDが主流になっている。

(16)パソコン通信(personal computer communications)

電話回線を通じてパソコンを別のコンピュータに接続し、情報やデータのやりとりをすること。多くの接続先はパソコン通信サービスもしくは通信ホストと呼ばれ、電子メールやニュース、データベースなどさまざまなサービスを提供している。

(17) ANTITRUST 反トラスト法。

(18) Microsoft

世界最大のソフトウェア会社。ハーバード大学の学生だったWilliam H. Gates (通称、ビル・ゲイツ)氏が世界最初のパソコンキット、米MITS社のAltair8800用にBASIC言語を開発し、これが多くのパソコンに採用されたことがきっかけで1975年に設立された。その後、MS-DOS、プログラミング言語、アプリケーションパッケージソフトを数多く発表。パソコンソフトの各分野で成功を収めている。また、異なるOA機器の間で自由にデータを交換しあうためのアーキテクチャである、Microsoft At Worksを発表するなど業界のリードオフマンとしての役割も果たしている。

(19) I n t e l (Intel Corporation)

世界最大手の半導体メーカー。4ビットマイクロブロセッサ4004を世界最初に開発。8ビットCPU、8080の成功と16ビットCPUである808がIBM PCに採用されたことがきっかけで、会社は急成長を遂げた。その後の製品は8086、80286、i386、i486、Pentiumプロセッサと続々と出し続けている。米intel社は、1968年米Fairchild Seniconductor(フェアチャイルド・セミコンダクター)社から転職したRobert Noyce(ロバート・ノイス)氏とGordon Moor(ゴードン・ムーア)氏が中心となって設立した。1985年に、メモリとして使用されるDRAM(直接読み書きアクセス方式)市場から撤退し、以降CPUに製品を絞ったために日本企業との価格競争に巻き込まれず、高収益企業となり米Microsoft社と同様に米国を代表する企業となった。

(20) Windows

マイクロソフト社が開発した、マルチタスク仕様(一度に複数のプログラムを実行できるということ)のパソコン用OS。現時点では、世界で一番はやっている。Windowsに合わせてつくられたアプリケーションプログラムであれば、どのメーカーのWindows用バソコンでも動かせるとされている。

(21) O S (Operating System)

コンピュータを動かす最も基本的なプログラム。オペレーティングシステム、基本ソフトともいう。プロセスの管理、ユーザーの管理、フロッピーディスクやハードディスクへのデータの読み書き、キーボードからの文字の取り込み、ディスプレイへのキャラクタ出力、プリンタ印字などを行う。バソコン用OSではMS-DOSが最も普及している。

(22) ブラウザー(browser)

ファイル内容やCD-ROMの内容などを見るためのソフトウェアの一

般名称。

(23) P C – V A N

NECが主催するパソコン通信サービス。

(24)チャット(chat)

パソコン通信に同時にアクセスしているユーザー同士が会話する機能。

(25) ログ(log)

コンピュータの利用状況や処理内容を時間の流れに沿って記録したもので、ログファイルともいう。元は航海日誌(Log)という意味がある。コンピュータの利用時間に応じた使用料を算出したり、コンピュータの不正利用をチェックするためなどに使われる。また、何らかの故障が発生したとき、原因究明の手がかりとなる。身近な例では、パソコン通信における通信内容をファイルに記録したものもログと呼ばれる。

(26)ネット(network)

ネットワークの略称 (俗称)。 パソコン通信サービスやデジタル回線網などもネットと呼ばれることがある。

(27)アクセス (access)

パソコン通信でBBSなどに接続すること。また、メッセージを読み出したりプログラムをダウンロードするなどの一連の動作の総称。

(28)システム・オペレーター、シスオペ(system operator) パソコン通信サービスの運営や管理を担当している人、または主催者。

(29) プロバイダ

有料で電話回線を用いたインターネット接続 (IP接続という) をサービスする会社。

(30) キャリア(carrier)

バソコン通信やネットワークのホストコンピュータに接続する際にモデムから聞こえる「ピー」という発信音。本来、キャリア(carrier)とは搬送波のことで、電話回線を通して情報を相手先に送る際に「運搬車」の役割を果たす。キャリア音は搬送波が変調されていない状態の音であり、キャリアを変調することによってデータを伝送する。

参考文献

アスキーパソコン用語ハンドブック

編者:月刊アスキー編集部アスキーパソ単委員会

発行所: ㈱アスキー

手にとるようにインターネット用語がわかる本

編著者:エルモ&バグース

発行所:㈱かんき出版

インターネットで外国法

編著者:指宿 信

発行所:㈱日本評論社

法律学のためのインターネット

著者:指宿 信

発行所: ㈱日本評論社

情報リテラシー入門

編著者: 佐藤憲正

発行所:東洋経済新報社

弁護士業務とやさしいパソコン活用法

編集:東京弁護士会親和全期会コンピュータ研究会

発行所: ㈱ぎょうせい

(園部洋士)

[司会: 髙 地 茂 世 (明治大学助教授)]

法学部資料センターと明大法曹会の共催で研究・講演会を開催いたしたいと思います。

○司会 本日の講師をなさいます夏井高人先生のご紹介をさせていただきます。

『コンピュータ・ネットワークにおける法と法律実務の現在』

明治大学法学部教授 夏井高人

ただいまご紹介いただきました夏井です。

本日の研究会については、過日、何かコンピュータ・ネットワーク関係の話しをしろとの依頼を受けまして、考えたんですが、この関係の分野では、明治大学では私以外にも新美先生が情報法の権威でおられますし、そのほかにもいろいろと研究されている先生方がおられるので、私などのような新参者ではなくてベテランの先生のほうがいいのではないかと一旦はお断りしました。ですけれども、とにかくやれということでしたので、これはまあ一種の業務命令であろうと考えまして、お引き受けすることにし、今回のテーマを選んでみました。

1 はじめに

今回のテーマは非常に広範囲に及ぶ問題を取り扱っているために、2時間ほどの時間で全てをきちんと説明あるいは講演するということはほとんど無理でございます。また、具体的な資料を示すということもできません。このスクリーンに投影しているプレゼンテーションにURL(http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/)が書いてありますけれども、これは、私のホームページであります。このホームページをご覧になるとさまざまな資料が入っておりますので、ぜひともご覧いただければと思います。

また、今日はできるだけインターネットを使ってやりたいと考えまして、あっちこっち当たってみたのですけれども、結局この場所でインターネットを使うことが技術的に難しいということが分かりました。そこで、やむを得ないということで、昨晩必死になってインターネットの画面のハードコピーをとりまして、それをパソコンの中に入れ込みまして、用意いたしました。それをご覧になって、だいたいこんな感じだというところを感じとっていただけたらなあと考えます。

さて、本日の講演の目的は、ネットワーク上でどのような法律問題が問題となっており、また近未来的に問題となる可能性があるか、それに対して立法・司法・行政が現在どのように対応しており、また法律実務家としてどのような対応がなされており、あるいはなされていないか、というあたりの鳥瞰図を見るというふうな感じのお話をさせていただきたいと思います。現在進行中の問題ばかりでありますし、さまざまな対処がなされており、あるいはなされてない問題ばかりではありますけれども、どのような対処が正しくて、あるいは全く対処しないことが本当に間違っているのかどうかということは、これから何十年か経ったみなければ誰も分かりません。分かりませんが、何が起きている

のかということは知っておくべきで、それに対して自分としてどのように対処するべきかを決定する ことは、皆様方各人のお考えに従うべきだろうと思います。

今回どのような内容でお話しようかということはお手元のレジュメに書いてありますし、このスライドはプロジェクターで映しているものですから見えにくいかなとも考えまして、きょうお話する全てのスライドを縮小して印刷したものを用意いたしました。右欄にはメモをとれるようにしてありますのでご利用いただければと思います。

進め方といたしましては、レジュメによりますと6番の項目の「日本の実状」というところまでを 私がお話したところで、園部先生からコメントをいただき、そのあと7番から9番まで行って、そし て再び園部先生からコメントなどをいただく。そのあと質疑応答という形でやらせていただければと 考え、予め司会の高地先生ともご相談をしております。

2 コンピュータ・ネットワーク

* (スライド写真) コンピュータ・ネットワーク

「コンピュータ・ネットワーク」というところでありますけれども、これは概念図であります。左側のほうが全部同じ色で描いてあることは意味があることです。大きな丸は、例えばテレビ局のようなものを考えていただければよろしいと思います。しかもこちらのほうには矢印がついていて一方的な方向に流れる。これ(大きい丸)は読売テレビだとすると、まあどこでもいいのですけれども、その系列にある地方のテレビ局。その下にさらに視聴者がぶら下がっている。こういう感じのネットワークでして、いわば中央集権的なネットワーク構造です。かつて20年ぐらい前までは各大学の電子計算センターに大型コンピュータがあって、それをタイムシェアリングで端末機で利用するというやり方をやっておったわけですけれども、それもやはり中央集権的なやり方ということになります。テレビやラジオのネットワークでは、その中に流れるコンテンツというか内容それ自体は全部同じでありますので、そういうイメージを出すめに全く同じ色にしてあります。

これがネットワークかどうかというのには議論がありますが、少なくとも最初に "ネットワーク" "という言葉が出てきたのは、テレビ局のネットワークを考えてネットワークという言葉が出てきたようでありまして、非常に有名な例としては、アメリカの3大ネットワークとかそういうふうなものがある。そういうふうに理解していただければよろしいかと思います。

真ん中の矢印から右側のほうはちょっと違った図になっております。全部それぞれつながっていて、 しかもみんな色が違っていて、一方的な矢印がない図であります。これはどういうことかというと、 それぞれが銘々かってに一つの世界をつくっているのだけれども、互いに連絡しあって情報交換し合 えるような、そういうふうな状態です。その典型例が現在のインターネットですし、明治大学でいい ますとMINDというネットワーク・システムがこれに当たります。これは、どこかで中央集権的に情報を作って一方的に流すというのではなくて、互いに流そうと思えば自由に情報発信できるし、受けるも受けないも自由。それからみんな網の目のようにくっつき合って全体として大きな構造物をつくっている。このような形であります。こちらのほうもやはりネットワークであります。

このようにネットワークといっても概念的には大きく分ければ2つのタイプがあるとご理解いただ きたいと思います。

このような大きな2つのタイプの流れというのは、現実社会に併存しているわけであります。「超観念的」にいいますと一女子高生みたいな表現ですけれども(笑い) 一何か全体がインターネットみたいなもので流れているというふうな錯覚がありますが、現実社会では両方が混在しているというのが事実であります。混在しておりながら、全体的な勢いとしては右側のような形のネットワークのものが非常に優勢になってきている。こういうふうにご理解いただければいいのではないかと思います。これに伴いまして、時代の流れ沿ってこのようなネットワークを研究対象というか、事象として捉える法学領域というものも少しずつ変化してまいりました。

* (スライド写真) ネットワーク社会の法に至る道程

ネットワークに少しでも関係するような何とか法とネーミングされているものを少しずつ調べてみたのですけれども、若干時代順が逆になっているかもしれませんし、大部分がオーバーラップしてますし、どれか消滅したものがあるかというと消滅しているわけでもないので、そこらへん不正確かもしれませんけれども、大雑把な感じということでご理解いただきたいと思います。

まず、「マスコミ法」というのは、新聞・雑誌だけではなくてテレビも対象としている先生もたくさんおられるわけですけれども、最初にマスコミ法として現れた時期を考えてみると主に新聞・雑誌です。少数の出版社なり新聞社が大量の印刷物を配付して、それによって、これはいわば中央集権的な一種の情報伝達の方法だと私は理解するわけであります。このように言うとマスコミの人は怒るかもしれませんけれども、マスコミ対国家権力という関係ではなくて、出版社あるいは新聞社とユーザーとの関係でみれば、明らかに中央集権的な構造をとっているわけで、そういうふうな時代の考え方。マスコミ自体が国家権力との関係では国家権力に対する対抗的な存在という捉え方ができる一方で、一般大衆との関係では一体どういうことなのか。そういうふうな議論がなされていたわけです。

それからさらにテレビ・ラジオの世界となりますけれども、これは電波とかケーブルによって活字 以外の諸々のコンテンツを流せるようになった時代というふうにご理解いただけると思います。こう なってきますと、活字だけではなくて、情報自体を社会全体で流通するための媒体としてテレビ局と か新聞社というものを考えることができるようになった。そういうふうな時代ではないかと考えます。 そのあとさらに「通信法」というものが出てきたわけです。これは日本でいいますと公衆電気通信 事業法とか、そういうふうな法律の関係でだんだん議論が出てきたのではないかと、私は理解しているのですけれども、要するに電話とかテレックスの世代の話であります。「マスコミ法」とか「メディア法」というのは、基本的には先ほどの図でいいますと左側のネットワークに属するようなものです。流す側が1で受取手が多数いるような構造だったわけですけれども、「通信法」といわれるような法領域が出てきた時代あたりから、電話に象徴されますように、電話は個人対個人の関係でありまして、電話の受話器をとると一方的にラジオが聞こえてくるとかそういうものではございません。ですから、初めて個々のユーザーが主体として登場し始めた時代と理解できるのではないかと思います。ここいら辺からが、過去10年くらいの話になります。

「コンピュータ法」というのは、コンピュータの世代のものであります。コンピュータ法の扱う領域は、それまでのメディア法とか通信法などが扱っていたものに加えて、コンピュータで処理されるデジタル・データ形式の著作物の問題とか、その他の知的財産権などの問題も含めて、よりデータの処理がものすごく速くなった状態で新たな問題が生じてきているというところを捉えて、コンピュータに関わり合いのある諸々の問題を「コンピュータ法」として捉えられるのではないか、こういう観点から出てきたものであります。

そのあと「情報法」というものも出てきます。普通の公衆回線でもアナログとデジタルの両方ありますけれども、デジタル通信ができることによって、物体としては同じような電話機のようなものを使っても、より多くのいろんなものを個人対個人が流せるようになった。あるいは銀行間その他の企業間のデータ通信などもさらに多様なものを流せるようになった。それによって何ができたかというと、一定時間単位で流れるデータの量が増えることによって、かなり多数の大量のデータを蓄積することが可能になった。つまり、この時代あたりから本当に意味のあるデータベースをオンラインで構築できるようになったのではないか、というふうに私は理解しております。

それまでも「全銀システム」とかいろいろあったわけですけれども、皆様ご記憶あるかもしれませんけれども、最初はカタカナしか使えなかったのです。カタカナのコードは非常に小さなコードで済みますが、漢字とかその他いろいろなものを入れますと、コードが大きくなりますので、データの送信量が大きくないと処理できないわけです。それが漢字も使えるようになった、その他の記号も使えるようになった、ということは非常に大きなことでありまして、データベースを構築するにしても、内容的に情報量の多いデータベースを構築できるようになった。こういうふうに理解できると思います。この時代に至って情報それ自体を考える時代になったのだと考えます。

その次は、「サイバー法」「ネットワーク法」と両方を並列してありますけれども、サイバー法の「サイバー」とは一体何なのか。私自身もよく分かりませんが、日本ではしばしば「電脳空間」と訳されております。もとはスラングみたいな言葉だったようですけれども、インターネットを中心とす

るそういう空間のことを「サイバー空間」と呼ぶ人が多いようでして、「ネットワーク法」というのも、従いましてインターネットに代表されるような双方向通信で主従の関係のないものが互いに結びつきあったような、そういうネットワークという暗黙の前提があります。これは過去、長くても5年くらいしかない世界の話でありまして、現在まさにサイバー法が問題となりつつある状況下にあるということになります。

* (スライド写真) コンピュータ法アソシエイション

「コンピュータ法」とか「サイバー法」などのが実際にどういうふうな研究活動がなされているかという例は挙げればいくらでもあるのですけれども、これはCLAというところでありますけれども、世界的な規模でのコンピュータ法の学会のようなものです。

* (スライド写真) フロリダ大学コンピュータ法サイト

もちろんコンピュータ法については、この例で挙げているものだけではなくて、いろいろなところであるのですけれども、これはフロリダ大学の例です。活字ではよく分からないかもしれませんが、緑色で9つほど箱のようなものがあります。それぞれリンクといいますけれども、スイッチのようなものになっていて、マウスという装置でクリックすると別の場所に行くようになってます。どこに行くかというと、法律のデータベースだとか、判例のデータベースだとか、関連する論文のデータベースに行く。ここのホームページの特徴は、コンピュータ法に関係するそういう資料を集めているものであります。学術研究目的ということになります。

* (スライド写真) UCLAサイバー法サイト

これは有名なUCLAの中にある Cyberspace law となっていますけれども、まさにこれが「サイバー法」だと思います。大学レベルでサイバー法を研究しているものです。これはホームページでは表紙に当たるところですので、この絵を見ますと、なんだ大学の古い建物の写真があるだけじゃないかと思われるかもしれませんけれども、先ほど申しましたようにインターネットを使ってぜひともやりたかったのは、ここ(右端)にスクロールバーというのがありまして、これは巻物のようになっていまして、この四角いものをずっとずらしていきますと下のほうにも、(下品ですが)褌のように長くなっております。下のほうにたくさん書いてありまして、先ほどと同じようにいろいろなところに、リンクといいまして飛べるようになっています。ここも全体として一つのサイバー法に関するデータベースという感じの構造になっております。ぜひともご覧いただきたいと思います。

* (スライド写真) 指宿先生 The World List

いままでの例はアメリカを中心とする例だったわけですけれども、ここに紹介しますのは鹿児島大学の指宿先生が作られた「 The World List 」となっています。Non-U.S. Law-Related Resources for the Internet Users となっている。この "Non-U.S" というところが非常に魅力的です。つまり、サイバー

スペースというのは、インターネットだから世界的に広がっているのじゃないかといいながらも、やはり、アメリカ人が中心でして、そのアメリカ人がになっていろいろな研究をしますと、中身もアメリカ法中心になってしまうわけです。これは、当たり前のことです。しかし、グローバルではないリアルな社会の中には、現実に主権国家がたくさんあるわけでして、それぞれ法律を持っております。インターネット上でそれが拾えないかというと、ちゃんと拾えるわけです。但し、拾うためにはものすごい苦労が必要なわけです。どこにあるのか分からない。誰かがそういうもののインデックスを作ってくれれば非常に便利なわけでして、Non-U.S.という観点から徹底的に調べ尽くして作ってくれたのが、このデータベースであります。これは本当に世界的な規模で見ても称賛に値すべき素晴らしい業績です。そういうものを日本人の研究者が作ったということは、本当に素晴らしいことだなというふうに、私は思っております。

これも同じで、ここ (スクロールバー)をマウスでクリックすると、ずっと巻物のようになっておりまして、下のほうに大項目の見出しがあって、それを順番に国ごとにクリックしていくと、さらに細かな法律が見れる。こういうふうになっております。

しかも、驚いたことに、現在でも更新されております。どこから更新されているかというと、指宿 先生は現在シカゴ大学のほうに出向中ですけれども、オンラインというかリモートで調べて更新して いるということらしいです。インターネットというのは文化的な仕事のためには素晴らしい道具だな ということを、まさに実感させるものだというふうに理解しております。

* (スライド写真) コンピュータ法、サイバー法関連の書籍

ここは若干宣伝みたいなものですけれども、左の2つは私の著書です。『裁判実務とコンピュータ』という本は、私が出版社と交渉した当初は、本当は『コンピュータ法概論』というタイトルにしたかったんです。ところが、出版社は、1993年でしたが、当時は「コンピュータ法」という言葉がまだ世間に知られてなかったので、「それでは本が全く売れない」というので、しょうがないから「適当に"実務"とでも付ければ弁護士さん買ってくれるのじゃないの」みたいな話になりまして、それで、本当にいい加減なんですけれども、こういうタイトルになりました。でも、私自身の若干自慢めいた話をしますと、たぶん日本で最初に書かかれた「コンピュータ法」の本ではないかと思っております。この本は、つい先日やっと完売になりまして、売れるのが非常に遅かったので重版しないと出版社から言われまして、とても悲しい気持ちでいるわけです。

次に『ネットワーク社会の文化と法』という本ですけれども、これは昨年出した本です。これは「ネットワーク法」という観点から書いた本で、現在議論すべき細かな問題もたくさんあるのですが、それを通り越して、その先どうなるかということを予測してみた一種の全体としてシミュレーションみたいな本であります。

現時点で、インターネットがらみの、ネットワークがらみの本として一番優れているなと私なりに 考えているのは、右側にある『インターネットの法律実務』という本です。これは、新日本法規から 出ている非常に大きな本ですが、私が知っているかぎりでは、体系的かつ網羅的にいろいろの問題を 論じている本として、たぶんこの本の右に出る本はないのではないかと思います。この本を書いたの は大阪弁護士会に所属の岡村弁護士と近藤弁護士です。これも新日本法規に知り合いがいるものです から、このあいだ雑談で聞いていたら、非常に売れ行きがよくてもうすぐ完売になるという話でした。 重版になるのは間違いないだろうという話でした。

* (スライド写真) ネットワーク関連の紛争事例

学問的にネットワークなり情報通信が発展したから何か新しい問題が起きるだろうと推測することは誰でもできますし、勝手に法律体系を作ることは簡単なんであります。私自身も空想で作ることは簡単なんですけれども、しかし現実に何も問題が起きないのであれば学問としては成り立たないし、その分野で弁護士がメシを食っていくということもできません。でも、残念ながら現実にたくさん問題が起きておりまして、学問も成り立つし弁護士も食っていける。こういうふうな時代になったわけであります。

どういうふうな問題があるかというと、キリがないのでありますけれども、ここに示した研究報告「ネットワーク関連訴訟事件の審理における問題点について」は、私が去年、明治大学の法学部で研究報告をさせていただいたものを「紀要」のようなものに書きまして、それをかってに電子版にしましてホームページに貼り付けてあるものです。私なりの立場で考えて非常に問題だと思っているのは、さまざまなネットワーク上の法的な問題が生じているのに、法律家がそれに対応していないというところが非常に問題だということでして、これは、そういう観点から考えてみた研究報告であります。

いろいろな角度から問題を指摘することは可能ですけれども、問題点を一つあげてみますと、「何 が問題であるかを知らない、仮に知ったとして、ネットワーク上のいろいろな問題を現在の裁判シス テムの上に乗せることが本当にできるのか」という問題があることを指摘することができます。

例えば、特許権などにいたしましても、特許請求の範囲というものを普通は文字で書くわけであります。 ますし、またほかの種類の事件でも、たとえば著作物でも何でも文字で訴状を書くわけであります。 判決ももちろんそうであります。文字で書けるものであればいいのですが、例えば、ここの空中に触れば何か感じるような立体画像があったとします。私自身の姿が、私を本物だと思っているかもしれないけど、実はこれはものすごく高度なコンピュータ技術によって立体的に見える虚像であると仮定します。そういうものをどのように訴状に書くのでしょうか。また、何か請求権なり請求原因なりを特定しようとしたときに、そのような状態としか言いようがないので、「これは夏井という者が立っておる姿が立体像として表示される何がし云々」と書いたところで、何も特定されいないわけです。 つまり、訴状をパタッと開けた途端に、そこに立体像のミニチュア版がひょんと浮き出るものでなければ特定できてないということになるかもしれないわけです。そういうふうなのはSFみたいな話なんですけれども、私が思いつくのはそれくらいしかないので、こうしか言いようがないのですが、もしかすると、ネットワークに接続しないかぎり特定できないような対象物がどんどんできてくるかもしれない。ところが、現在の訴訟システムというのは紙しかないわけです。昨今はファックスでどうのこうのと、そういうふうなものが利用されておりますけれども、最終的には紙に固定されることになっていますので、このままで本当によろしいのでしょうか。そういうことになります。

現実的な事件としましても、日本で起きました NIFTY-Serveの名誉棄損事件なども、確かに誹謗中傷の文言は、電子掲示板に書かれたものが活字として当時存在していたわけですし、そういうものを再現することも可能だし、印刷することも可能です。判決文の最後のほうには、誹謗中傷文言一覧みたいなものが延々と何頁も続く。そういう判決ができるわけですけれども、これで本当にそれが誹謗中傷といえるかというのは、もちろん先生方よくご存じのとおり、言葉それ自体で分かるときもあるのですけれども、ネットワークの特性としては、それが一定の時間の中で、一定のネットワーク環境というんですか、一定の特殊な状況の中でスクロールする画面の中で矢継ぎ早に出てくる。そこにすごく大きな特徴があるので、それはフロッピーみたいな判決をテレビにガチャッとはめるとそのときの状況が再現されるというものでなければ実感できないと思います。私自身はパソコン通信の経験が非常に長いので、自分の頭の中で、たぶんこうだったのだろうと再現できていると思っていますけれども、しかし最初からインターネットに入った世代でパソコン通信を知らない世代では、たぶん想像できないのではないかと思います。

同じようなことは、ほかの通常の事件でももちろん言えるのですけれども、ネットワーク環境において何かが起きるというのは、たとえそれが表面的には文字の塊のように見えるものであったとしても、一定の時間的な間隔とか動きとか、そういうものが必ず伴っております。したがって、文字だけで本当に勝負できるのかということについて、私は、若干疑問に思っております。

そういう問題などにについて述べたものだということで、この研究報告を見ていただければありが たいと思います。

* (スライド写真) 法情報学ゼミHP内の海外判例紹介ページ

日本以外のところにいろいろと目をやってみますと、世界中にそういう事件はたくさんあるわけで ありまして、そういうもののコレクションを少しずつ始めております。

いま映っているのは、私のホームページの中の英語版のページの中で海外の事例の紹介のページで あります。現在コレクションで入っているのは大多数がアメリカのもので、あとオーストラリアのも のが1つ入っております。 アルファベット順で項目を分けているので"Antitrust"が最初に来ちゃって、なぜか、Microsoft とかintelが最初に来るのですけど、これは別にいやみでやっている事では……あるかもしれません(笑)。そうではありません。たまたまAntitrust なのでそうなったというふうに強弁することになっております。

ただのパソコンの話じゃないかとか、Windows の話じゃないかというふうな議論なんですけれども、しかし、そのWindows を使って普通の人が今何を普通やっているのかというと、電話線なり何なりを使ってインターネットにつないで双方向通信をやっているわけです。OSというのは、インターネットのためのドアみたいなものです。実際にはドアの戸板みたいなものがブラウザとか窓枠とかそういうものだろうと思うのですけれども、ドアとか窓枠というものが存在するためには、外側に枠があって、塀とか柱がなければ、窓とかドアの板というものは絶対立たないわけであります。そういう一つの構造体があって、その中で初めて窓が開くとか、そういうふうな構造になっております。

比喩で言いますと、日本の建物の基準ですとJISの規格がありますから、それに合うような部品ならばディスカウントに行って部品を買ってきてやれるわけですけれども、それを一企業がかってに決めたような規格でなければ窓が取りつけられないとなったらどうなるのか。そういう世界の話であります。そもそも木材とか鉄とかコンクリートの建物と電子的なものを比喩的に並べるのはおかしいというお考えもあるかもしれませんけれども、あえて極端なたとえを言えば、たぶんそういうことなんだろうと思っております。

ですから、個々のパソコンに乗っているOSの話のように一見みえる話が、実はネットワーク上のまさに始まりの話であるという意味でも、自分でこういう目次のようなものを作りながら、非常に象徴的な出来事だなと。しかもアルファベットでいうとAntitrustから始まるというのが、これはすごく象徴的なことだなと自画自賛して作ったわけであります。しかも、分かりやすくここだけ色を変えてある(笑い)。もちろんこれはそれぞれクリックするとそのテキストにジャンプするようになっています。

この翻訳版は、自分だけではなくて、少しずついろんな方々にお願いして、協力し合って出していきたいと考えまして、現在、計画中であります。

中身を見ますと、ずっと下のほうにスクロールしていきますと、さまざまな項目が並んでおります。 現在世界では、ありとあらゆる問題がネットワーク上に投影された形で出てくるし、最近ではネット ワークでなければあり得ないような問題も少しずつ出てきているということになります。

* (スライド写真) 小樽商大町村先生HP内のPC-VAN事件紹介ページ

これまでの判決情報にしろ法律情報にしても、ネットワーク上でのいろいろなもめ事の情報については、つい最近まで、我々は『判例タイムズ』だとか『判例時報』とか、そういうものからしか手に

入れられませんでした。たまたま興味のある弁護士さん方は任意の研究会のようなものとかそういうものを作って情報を受けることができたわけでありますけれども、そうでない限りは、『判例タイムズ』とか『判例時報』に載るのを待つしかない。ところが、判決が言い渡されてから雑誌に載るまでに6か月以上かかるのが普通です。なぜそうなのかというと、この裏話をご存じの方はもちろんご存じだと思うのですけれども、ああいうものには必ずコメントというものがありまして、コメントの執筆に3か月ないし4か月かかるために6か月以上かかってしまうというのが普通であります。判決文そのものをすぐテキストにして雑誌に載せようと思ったら、うんと急げば1週間か2週間でたぶんできると思います。現実に『金融・商事判例』とか『労働判例』とかそういうところは、すごく短いコメントしか載ってないけれども、本文だけはちゃんとものすごく早く出るのです。

コメントなしでテキストだけをもしインターネットを使って出したらどうなるかという話になりますが、「PC-VANチャットログ無断掲載事件」という判決が、これは平成9年12月22日の判決ですけれども、判決が出て間もなく小樽商大の町村先生のホームページに載りました。なんで載ったのかというと、一方の当事者の代理人から町村先生に判決文が送られてきたのだということです。もっと早い例があります。問題が特殊なので載せるのやめましたけれど、関西のほうの某先生で猥褻事件の判決ばかりを集めている有名な先生でありますけれども、そこは略式判決でも何でもすぐに載るわけです。これも人脈で「今度こんな猥褻でこんな判決をくらったから載せてくれ」みたいに持ってくる弁護士さんもいるのだそうです。その先生も積極的に支援求めていて、それですぐに載る。大半は略式になりますので『判例時報』などには絶対載らないわけです。載らないのですけれども学問研究の対象としてはものすごく重要なものがたくさん入っていて、そういうホームページは、私だけでなく、まじめに研究をしている研究者にとっては非常にありがたいんです。

このことはいったい何を意味するかというと、あとのほうでも出てまいります法学研究の方法論にも大きな影響を与えることでもありますし、また法情報をいったいどのような形で誰が発信すべきなのか。いったい何がいちばんいいのかということをよく考えてみないといけないよと、そういう問題を含んでいるのではないかと思います。

ネット上の問題は、このように世界でも日本でもいろいろあって、またそのネット上の紛争を我々が認識するための情報源もネットの上に乗ってものによってはかなり早く手に入れられるような時代になったと理解しております。

5 世界各国の対応

このような時代の流れを受けて世界各国でどのように対応しているか。

世界各国でさまざまな対応がなされております。分量的にいうと、もちろんアメリカ合衆国が一番 多いのでありますけれども、私が自分で作ったホームページに最初に翻訳を載せたのは、なんとマレーシアの法律でありました。マレーシアで当時世界で最も最初といわれる「サイバー法」という名前のついた法律を作ったわけであります。サイバー法というのは、実際には2つの法律の合体したもので、1つは「コンピュータ犯罪法」、もう一つは「電子署名」の関係の法律。その2つの法律を合わせて「サイバー法」という名前の法律を作ったということをインターネット上で情報を得まして、すぐに探しにいって、これは面白いというので翻訳を始めたのがきっかけで、そのあとずっと翻訳オタクみたいになってしまったわけです(笑い)。

マレーシアは当時まだ通貨危機よりずっと前でしたので、時代が変わるというのはものすごく恐ろしいことなんだなと思うのですけれども、わずか半年ぐらい前の話であります。その頃はまだまだマレーシアもいいんじゃないかと。プトラジャヤを中心にしてサイバー都市をつくるというので、すごく持てはやされた当時で、それがたった半年たった今現在では、通貨危機のあおりでマレーシアもかなり厳しいです。本当にプトラジャヤができるのかどうかも怪しい状態になってきております。そういう恐ろしい状況にありますけれども、私はアジアの一員として、マレーシアは必ずしも民主国家ではありませんけれども、やっていること自体はすごいなと思うわけであります。

とはいっても、先ほど申しましたように、実際には立法に関する情報、あるいは司法に関する情報、 実際に法律ができた場合の行政の運用情報、これも一つの「法情報」だと考えますけれども、そうい うものを最も大量に、しかも迅速に手に入れられるのはアメリカであります。また、単に立法情報を 手に入れられるというだけではなくて、新たな立法情報が毎日のように入ってまいります。なぜ入っ てくるかというと、それはネットワーク社会に向けた法律の整備がどんどんなされているから、現実 にそういうものが存在するからであります。

そういうふうな状況を受けて法学教育の方法論、これは結局は法曹教育ということにつながっていくわけですけれども、それも具体的なあり方が現実にどんどん変わってきている。しかもネットワークを使って変えていこうというものです。これまでの教育改革というのは、どの国でもネットワークと関係ないところでなされているものでしたから、どんな改革がなされているかというのを本当に知るためには、実際に留学したり、在外研究などに行ったりして、現場に行って見てみなければ分かりませんでした。しかし、ありがたいことにネットワーク上で改革してくれているものだから、何をやっているかがすぐ分かるという状況になります。というわけで、私のように学者になりたてで、ずっと日本にいたままの人間でも新しい情報が手に入るので、一番いい時にこういう学問をやれたなと、私はラッキーな人生だなというふうに日頃から思っているのです。とにかくそういうものがネットワーク上でどんどんなされているということです。

* (スライド写真) Emory Law Library: Federal Courts Finder

まず判決情報ですけれども、これはただのアメリカ地図のように見えるかもしれませんけれども、それぞれ一定の幾つかの州のまとまりごとに、これはサーキットに対応しているわけですけれども、色分けされております。そこをクリックすると、そのサーキットの中項目ぐらいの目次に行くという感じです。これは、第1サーキットとか、第2サーキットと書いてあるよりずっと分かりやすいです。つまり、第1サーキットとは一体何なのかということを繙けば、それはちゃんと辞書に書いてありますよ。だけど、いったいどこのことを言っているのかというのは頭に入りにくいです。でも、地図をスイッチにしているということは、非常に分かりやすい。これはすごい成功例だと私は思っております。ぜひとも日本も、日本地図があって、東京高裁管内とか、大阪高裁管内とか、色分けしてあるところをクリックするとピュッと出てくるとか、そういうふうなものを誰か作ってくれないかなと切望しているんです。これは、もちろん一人でやるのは無理ですので、組織だってかなり大きな予算をかけて作らなければできないので、できれば日弁連あたりでそういうのを作ってくれるといいなと思うのです。こういうのはすごくいい例だと思います。

実際の中身は、非常に詳細な判決情報とか法律情報が手に入る素晴らしいデータがこの中に入って おります。実際に順番にクリックしていって必要な箇所まで来るとキーワードを入力して必要なもの を探す。こういうふうな形になっております。

* (スライド写真) Thomas

これは立法情報を提供するためのサイトです。アメリカの議会で作っているんですけれども、
Thomasというのは、機関車トーマスのトーマスではなくて、Thomas Jeffersonの Thomas のようです
ね。ここに2つ窓のような、クエリーというのですけれども、キーワードを打ち込む穴のようなもの
があります。こっちは [search by bill number]となっていますけれども、法案の番号が全部固有番号
で決まっておりますので、下院だとHR何番とか、そういうふうに打ち込んでやると、その法案の番号で出てきます。

下のほうは [search by word number]となってまして、これは普通のキーワード検索と同じで、例えばインターネットがらみの法律がどういうのがありますかというのを調べるときには"internet"と入力してサーチというボタンをクリックしてやると、ザーッと一覧表で出てきます。

非常にありがたい話で、私はこれは非常に活用していて、日本でもこういうものがないのかなというふうに思っております。

*(スライド写真) JURISTISCHES INTERNETPROJEKT SAARBÜRCKEN

次はドイツの話です。私の法情報学は、ここのザールブリュッケンの法情報学を真似してやっているのですが、非常にありがたいのです。ドイツのサイトでありながら Englishによる情報提供はもち

ろんのこと、ちゃんと「日本語のホームページ」と日本語で表示してあるんです。これはとにかく素晴らしいです。内容的にも非常に素晴らしくて、中には半分以上はドイツ語しかないコンテンツのものもあるのですけれども、Alta Vistaというありがたいサーチエンジンを上手に使いますと自動翻訳してくれます。日本語の翻訳はしてくれないのですけれども、英語の自動翻訳をパッとしてくれますので、私のようなドイツ語があまり上手でない人間でも、両方を比較しながら見ると、なるほどこういう意味じゃないかなというのが非常に分かりやすい。複数の仕組みを掛け合わせて使うことによって、かなり多量の情報を手に入れることができます。

* (スライド写真) European Commission Legal Advisory Board

これはEUの中の委員会で European Commission Legal Advisory Board 、法律関係の諮問委員会とでも訳すのでしょうか、正確な訳は知らないのですけれども、その中でプライバシー関係のものを扱っている委員会というので、その関係のEUの指令とか、その他の会議とか、会議の結果とか、そういうものが網羅的に入っているところです。これ何で重要なのかというと、EUの指令というのは絶対目を離すことのできない重要なものがたくさん含まれていて、そういうものが単に出来上がったものだけではなくて、どうしてそういうものが出きたのかというプロセスとか、いろいろな資料がここから入手できるということが非常に素晴らしい。

それから、ここに国旗のようなものがありますけれども、国旗のところをクリックすると、その国の言葉で表示されるというものであります。EUはものすごくたくさんの言語に属する国々の合体したものでありますから、加盟国全部の言語によるドキュメントを用意しなければならなりません。それには、ものすごい大変さがあるのだということを担当していた方から聞いたことがあるのですけれども、とにかく大変だそうです。大変だけれども、これをやっていかないとEUが成り立たないので絶対やるのだということでやっているということでして、そういうところが、ますますすごいなあと思います。

*(スライド写真) Pamela Samuelson: Syllabus for Cyberlaw

これは何の変哲もないようなただの文章があるだけじゃないかと思われるような映像ですね。ここだけ見るとそうなんですけれども、これをまたズルズルッと下のほうまでスクロールしますと面白いものがたくさんあります。これは知的財産権の関係で非常に有名なPamela Samuelson という方のシラバスです。シラバスというのは、講義予定表のようなものです。これは何回見ても、これ以上のシラバスは存在しないのじゃないかと思うぐらい完璧によくできてます。ぜひともインターネットで接続してクリックして見ていただきたい。私自身もこういうふうなシラバスを書けたらいいなと思います。これは本当に規範になるのじゃないかと思ってます。内容的にも素晴らしいです。

6 日本の実状

このように、絵ものんびり出てくるようにわざと作ったのですけれども……、やっときましたですね、「迅速・満足とはいえない提供」。立法情報しかり、司法情報しかり、行政運用情報にいたっては、通達の類はほとんどネット上では手に入れられないです。

でも、稀に手に入るジャンルもあるのです。それはネットワークのセキュリティの関係とか、情報 通信関係の通達などのうちの重要なもので、幾つかネット上で手に入ります。なんでそういうものが 手に入るかというと、それはまさにネットワークそのものに関係するもので、ネットワークで周知し たほうが意義があるものだから積極的に出しているのだろうと思います。しかし、誰が出しているの かということをよく考えてみますと、それぞれの管轄官庁の外郭団体や関連する研究会などが出して いるのでありまして、それぞれの省庁が直接に出している例というのは滅多にありません。

それから「ネットワーク社会へ向けた法律の不在」ということであります。私は、先ほどアメリカの例で出しました Thomas というところをしょっちゅう見張っておるのですけれども、毎日のように新しい法が出て、大半はポシャルのです。しかし、アメリカの議員というのはよくもこれだけたくさん法案を作って提出するものだなと、法律気違いじゃないかと思うぐらいたくさん出てくるわけです。それぐらい関心を持ってやっている人がたくさんいるという状態で、その中の幾つかは本当に法律になってしまうわけです。これまで日本では全く考えられないような、例えば著作権法とかその他諸々の法律では、そんなものは法律じゃないよといわれるようなものまで法律としてちゃんと成り立っていくわけです。そして、一旦法律として成り立って、それが権利だといわれれば、少なくともアメリカ国内では権利になってしまいます。そういう具合にどんどん変わっていくわけです。

ところで、これは日本とは全く無縁の話かというと、そうではありませんで、日本の法律というのは、ありがたいのか不幸なのか私は分かりませんけど、民事法でも刑事法でも、一般条項の塊であります。例えば不法行為に関しては 709条が典型的ですけれども「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ」となっておりますが、「故意」とは何かというのは何となく分かりますけれども、「過失」というのは全く白地でありますし、「他人の権利」これは利益侵害と考えるのでしょうけども、いったいどういう態様のものが侵害になるのかということは、その場その場で決めれるということになっています。そうしますと、事件が起きるたびにその事件に必要な要件事実が決まるという構造になっていて、予め要件事実がないのと同じことですから、これまで日本では権利になるわけないじゃないかと考えられるようなものでも、アメリカのようなところで(アメリカは一番ネットが発達していますからネットユーザーがもちろん多いわけで)、そういうところで連邦法で決まって権利とされているようなものは、ネットの少なくとも半分ぐらいの世界においては権利とされているものだ

と認識すべきことになります。そうすると、これまでの普通の民法の考え方とか、その他の法律の考え方で、絶対に権利になりえないものはいつまでもそうであるということは断言できなくなってしまいます。何しろインターネットは全部つなかっているわけですから。そうしますと、一般条項である709条をもとに新しく要件事実を事件ごとに組み立てるときに、これまではそんなの権利じゃないと言われていたはずのものが、ちゃんと権利侵害になりますねということになっていくわけです。これはすごく大きなことです。要するに、アメリカ法は日本法でないのだから関係ないということが言えない時代になっているということです。

このことは、不法行為だけでなくて、ほかのさまざまなところでそういう問題が存在します。日本の民法はあまりにも大雑把で、ほとんど全てが一般条項ですから、具体的な事件における要件事実の確定の場面において、関連する日本法が何もなければ、日本の普通の裁判官は一生懸命勉強しますから、アメリカの本当の法律であればその法律を参考にして考えます。ですから、少しずつ要件事実の構成の段階で、アメリカ法が日本の裁判の中に入ってきてしまう。また、原告側であれば、やはり同じように一生懸命調べて、アメリカではこうなっているじゃないか、EUはこうなっているじゃないか、世界的にはこうじゃないか、というふうなことを当然主張するわけですから、そういうものがどんどん入ってくる。そうすると、外国の立法なのに、日本の法典があまりにも抽象的であるがゆえに、実際の要件事実論の場面では外国の法律にどんどん、換骨奪胎ならかっこいいですけど、すり替わっていくという現状が、今後ますます増えるだろうということがいえるだろうと思います。これが「不在」ということであります。

「法学教育方法論の改革の遅延」。これで「ない」というと、「明治大学ではやってますよ」と言いたいので、「不在」とは書きませんでした(笑い)。しかし「遅延」しているということは否めないことであります。

* (スライド写真) 衆議院HP内の議案の一覧

Thomas の場合ですと、最初のページしか示せませんでしたけれども、 Thomas の左のほうにあったクエリーというところに、キーワードとか法律の番号などを入力してやってサーチというふうにスイッチを入れると、パッと法律の条文が出てくる、あるいは法案の条文が出てくる。ポシャッたものも、今生まれつつあるものも含めて、ほとんど全てのもの。それから、司法委員会なり何とか委員会で、どの議員がどういう発言をしたかというような情報がかなり精密にザーッと出てきます。ですから、その法律がどうして出来上がってきたのかという経過をきちんと読んでいくと、かなりよく分かる。

日本は、つい最近までなかったので、これでも一大革命的な進歩だと評価してあげようとすべきで あろうと思います (こんな偉そうなこと言ってはいけませんね)。例えば、市民活動何とか法案成立、 こういう名前の法案があるということは情報として分かるし、どうも成立したらしいということも分かるのですけれども、いったいその法案が中身として何なのかということは全く分からりません。タイトルで分かるぐらいであれば、法学者なんていらないのでありまして、中身を読まなければ分からないわけです。つい最近、情報公開法案というものが内閣提出で出て、すぐに撤回になってポシャッタはずなのに、また出ているというのですが、たいていの学者が、弁護士も含めて、今出ているものは前のものと同じものなのか、それともまた新しく別の人が作り直したのか知らないわけです。情報がないから分からない。前に、こういうところが問題だといって議論したものがそのまま活かせるのか、全く活かせないのか、いったん撤回して議論を消したようなふりをして、こそこそっとやっているのか。そこの識別すらできないという状況になります。

同じようなことは他の法案にも言えるのです。タイトルで、こういうのをやっていると分かるだけで、それはありがたいのですが、実際やっていることの中身が分からなければ無意味なわけであります。なぜそうなるのだろうということは、議会のほうにも友達がいるので聞いたら、思わず殴りたくなるような理由でそうだと言うので、それは口が割けても(言いたくなるのですが)言えません。ご推測にお任せいたします。

* (スライド写真) 最高裁判所HP内の最近の最高裁判決

これだけは私、非常に評価したいなと思っているのです。「最近の最高裁判決」というところで、これは最高裁のホームページの中にあるのですけれども、これは今朝とってきたものなので一番最新版です。6月12日に出た第二小法廷の判決が載っている。色の変えてあるところは全部6月12日で、これは早いといえると思います。アメリカの場合ですと、もっと早いのですけれども、これまでの日本の時間から考えるとすごく早いと思います。しかし、最高裁のものしかありません。下級審のものはないわけです。これはなぜだろうかという理由もいろいろとありますが、この程度にしておきます。

* (スライド写真) Ecom Homepage

今度は行政関係です。Ecom というのは電子商取引に関する研究をしている郵政省の系列の研究会で、ここではいろいろなガイドライン、指針とか、いろいろな問題点についての研究報告をかなり積極的に載せているところです。高く評価できます。Electronic Commerceとなっているのですけれども、郵政省はこれを「電子商取引」と訳しているのに対し、通産省は「電子取引」と訳しております。もしも郵政省に行って「電子取引」というといやな顔されますし、また逆に通産省に行って「電子商取引」と言うと「出ていけ」と言われますから、そこだけはお気をつけください。内容的には全く同じものです。

* (スライド写真) 情報処理振興事業協会 (IPA)

これは通産省の関係の情報処理振興事業協会というところでコンピュータ・セキュリティの関係に

なっておりまして、今朝ほど新聞に載っていた不正アクセス対策法とかそういうことも、ここで実際 には議論しています。それぞれやっていること自体は素晴らしいことで、たくさん情報を出してます し、非常に良いサイトです。

ところが、ネットワーク空間では、こられの問題が全部密接に関連しております。なぜ不正アクセスを防がなければいけないかというと、電子商取引が脅かされたら取引が成り立たないから。例えばそういうふうな関係にあるわけです。ですから、どこか統括して一緒にやらなければいけないのに、Electronic Commerceという言葉の翻訳だけ取り上げても喧嘩になるくらいで、実際、通産省の関係部署で、「郵政省」とか「文化庁」という名前を出しただけで、吐き捨てるような顔……ウーンという、あいつらというふうな言い方をします。しかし、そんなことやっていては駄目です。私は、この問題を大至急解決しなければ、「日本に夜明けは来ない」のではないかと思っております。

でも、この問題を解決するのは、実は、比較的簡単ではないかと思います。要するに、ある省庁で採用されたらその中だけで、あとほかに異動しないということではなくて、郵政省3年やったら、次は通産省2年やるとか、そういうことをやれば、簡単に解決つくことです。その中だけで一本で育ているキャリア制度を捨ててしまえばすぐにできることなので、すぐできるのじゃないかと私は思っているのですが、ここらへんは非常に問題だなというあたりで、前半を終わりにします。

[コメント: 園 部 洋 士 弁護士]

私から、夏井先生に質問という形でお聞きしたい点が何点かあります。

まず初歩的な質問からさせていただきたいと思います。最初のコンピュータ・ネットワークの図と 関係してきますが、最近インターネットが非常に普及しておりますが、従来はパソコン通信という形 で商用ネットワークを使っての通信が多く行われていたと思います。パソコン通信とインターネット の大きな違いは、どのあたりにあるのでしょうか。

○夏井 先ほど、ネットワークの2つの図を示して、丸くつながっているようなものを描きましたけれども、パソコン通信の時代でも、つながってはいるのです。例えば私がAというパソコン通信のグループに所属しているとします。その中で自由に言論したり書き込んだり見たりすることは自由なんだけれども、それと全然関係ないBのほうに自由に アクセスしたり書き込んだりできるかというと、そういうふうにはなってなくて、自分が加入しているところでは自由にできていて、それぞれ蛸壺みたいなものが幾つかつながっているものがあって、つながっていれば見に行けるという状態だったのが、(現在のインターネットの世界でも、そういう部分ももちろんありますけれども、)それぞれ勝手に自分が自分のホームページを作る。それはどこからでもネットを通じて見れるという具合で、自

由度が非常に高まっているという違いがあるのではないかと思います。

○薗部 先ほど、NIFTY-Serveの名誉棄損事件の問題点が指摘されておりましたが、確か一審の判決では、名誉棄損した人間と実際に書き込みをした人間と、それからシステム・オペレーターという、いわゆるシスオペといわれている NIFTYの情報管理をする情報管理者と、それから NIFTY自身について一部責任が認められたと記憶しています。先ほどのコンピュータ・ネットワークの先生のイメージ図とも関連してくるのですが、コンピュータ・ネットワークの大きな特徴というのが、通信の双方向性すなわち、情報が受け手と送り手の双方向で流すことが可能であるというところにあります。そこで、この事例でも名誉棄損された側のとるべき対応として、自ら進んでNIFTYのほうに反論情報を書き込んで自分の名誉を回復するという措置もとれるのではないかという疑問がありますコンピューター・ネットワークにおける表現の双方向性という特徴は、どのように考えていくべきなのでしょうか。

○夏井 NIFTY事件は現在、控訴審でやっているところなので、いい悪いを言うと怒られそうな感 じなんですけれども、当事者レベルでそれぞれ言論の自由じゃないかという領域を、どこまでのレベ ルでとるかでだいぶ考えが変わってくるかもしれないという感じは持ってます。とはいっても、例え ばアメリカの基準で考えようと、日本の基準で考えようと、どちらの基準でも、これはいかんという ところはあるわけです。言論を戦わせて何か真理を発見するとか、何かリカバーしていくというレベ ルではない酷い状況というのはあると思うのです。そういうところは名誉棄損とか侮辱の問題になっ てくるだろうと思います。でも、それだけの問題でしたら、別にネットワークに固有の問題ではなく て、普通のどこでけんかしていても、手紙でけんかのやり取りをしていても、あるいは新聞で誹謗中 傷合戦をやっても同じことなんですが、ネットワークで固有の問題は、そういう情報を分配している キャリア (キャリーしているからキャリアというわけですけれども)、パソコン通信ですと NIFTY-Serve ですとかPC-VANとかそういうところになりますし、インターネットだとプロバイダになるわ けですけれども、運搬しているところが単に運んでいるだけで、汚いものが荷台に乗っているだけで 運搬しているトラックのほうも責任を負うのか。そういう問題になります。電話でいうと、電話で 「おまえを殺してやる」と脅迫電話をやったからといって、NTTが直ちに責任をとるかということは、 普通はあり得ないと考えられているわけですから、単に情報を運搬しているだけで責任をとるという のは普通はないわけです。

同じ問題がアメリカでは幾つかありまして、有名なものでは、コンピュサーブ事件というのがあります。そこでの判断基準は、そういうものを単に運搬していたというだけでは、プロバイダなりは原則として責任は負わないだろう、しかし、そういうものがあるということを知ったあとは、何か対処

できたはずだから、そのあと何もしないのはいかんよと。基本的にはそういうルールになっているわけです。今回の NIFTY-Serve 事件も、そういうふうな構造を採用した判決ではないかと理解してます。

○**薗部** ネット上の問題として、最近新聞などで報道されている、猥褻画像の問題があります。判例 集に掲載されているものですと、サービス・プロバイダにホームページを設けて猥褻画像が掲載され るわけですか、プロバイダ自身が、猥褻画像が掲載されているホームページそのものが「猥褻図画」 だとか、それ自身が「物」だと解釈をして刑事責任を認めているものもあると記憶しています。ネット上の猥褻規制に関しては、先生はどのようにお考えでしょうか。

○夏井 現行法上猥褻罪というのがある以上は、それが憲法違反でないかぎり、猥褻図画とかそういうものを公然と陳列したり頒布したりするのは違法なことだから、これは悪いという前提で議論をスタートしなければいけないわけですけれども、ネットワーク上の問題については2つの問題があると考えています。

1つは、先ほどの誹謗中傷とか名誉棄損の問題と全く同じで、キャリアというかプロバイダのサーバの上に乗っかっているコンテンツが、明らかに名誉棄損だとか悪いということがはっきりしていればいいのだけれども、その判断基準は実際には難しいですね。それと同じように、これが法律上違法といえる程度の猥褻なものであるかどうかという基準も、やはり難しい。そうすると、先ほどのプロバイダの責任というところで、悪いものが乗っかっているのに放置したという責任を、もしプロバイダに問うとすれば、はっきり悪いと言えるかどうか、そういうふうに認識できるかどうかという基準が非常にあいまいで、これが民事上も刑事上もまさにそこに問題になるのだろうというのが、まず一つの問題です。

もう一つは、そもそも明治時代にはインターネットなんというのは当然なかったはずです。明治時代以来、猥褻罪に関する条項は、実質的には一回も改正されていません。だとすると、どうしてインターネット上の電子的な状態にすぎない画像データがあるというだけで、猥褻図画といえるのか。私は、昔、論文の片隅にちょっとだけ書いて以来、猥褻ビデオが猥褻物だというのはおかしいのじゃないかという説をずっと言っていたのです。なぜかというと、VHSのケースを見ても、黒い弁当箱みたいなもので、中をほじくり返しても昆布みたいなものがひょろひょろ出てくるだけで(笑い)、どこからどう見ても全然猥褻じゃない。それを機械で機能させた映像画面は、たしかに猥褻かもしれないですよ。だけど、ビデオの物体それ自体は、どこから見ても、隅々までほじくりだしても絶対猥褻じゃないわけです。「物は猥褻ではない」というのが、私の説なんです。つまり、それは刑法の対象

外だったのじゃないか。しかし、これまで裁判所はずっとそのビデオテープを猥褻物と認めてきました。

こういう考えを論文の片隅に書いたのはもう10年ぐらい前になりますけど、当時、私の意見に賛同して「そうだ、そうだ」と言ってくれた学者も一人もいませんでした。

私は、現在の議論でいうと、インターネット上の単なる電子状態にすぎない猥褻画像についても、 ビデオテープと同じようにおかしいと思っています。でも、ビデオテープに関する議論をちゃんとし ないで放置した以上、裁判所と多数の学者や弁護士がビデオテープが猥褻物だと認めてしまった時点 で、今日の状態はもう予想されていたことではないかなと、割にシニカルな感じに思ってます。

○薗部 次に、ネット上の商取引についてお聞きします。講演の中で出ました電子商取引、省庁によっては電子取引という言葉を使っているとのことですが、最近オンライン・ショッピングということで、クレジットカード番号が不正に利用されたりすることが問題になっています。日本における電子商取引の面でのユーザー側の保護については、立法の動き等の対策は考えられているでしょうか。

○夏井 その点については、どこの省かということは言えないのですけれども、つい最近、関係する 某官庁の担当者にインタビューをしてみたところ、「消費者保護ということは全く考えてない」と、 その担当者は言うのです。どうも、基本的にはメーカーしか守るつもりはないという考えで立法を進 めているようです。現在話題になっている不正アクセス対策立法についても、基本的には保護法益は 企業の利益保護だということを言ってましたので、日本の立法者の態度は、消費者保護ということを あまり考えてない、と理解してもいいのだろうと思います。

では、考えてないから何もないのかというと、必ずしもそうではありません。例えば、先ほどの、 (別に郵政省に肩を持つわけではないのですけれども、) Ecom などでやっているいろいろな動きの 中には、もちろん消費者保護という観点も踏まえたうえで取引上の暗号とか、その他の電子的な手段、 それをどうやっていったらいいかというふうな議論も、一応入っています。

ところで、この関係では、関係する研究団体の会合などでも議論になります。でも、ある研究会で「議論どんなふうになっているのですか」と質問したところ、「法理論的にいうと、契約成立時期の問題しかないから、少しもおもしろくない」というんです。要するに、実は、法律論としては、「承諾の意思表示は到達主義か発信主義かというような問題しか面白い問題が何もなくて、あとは技術論だけになってしまうものだから、さっぱりつまらない」というようなことを言われて、「それじや困る」というふうなことを、私言ったことがあるのです。たしかに、伝統的な法律行為的な議論だけで詰めていくと、たぶんそうなっちゃうと思うのです。だけど、ネットワーク上の法律問題というのは、

法律行為だけで切り口があるのではなくて、表面上は取引の問題を扱っているようでも、コンピュータ犯罪の問題もあるし、個人情報の保護とかプライバシーとか、もちろん私的財産権もからんできますし、そういう問題すべて塊となって一か所に出てきてしまうという特性があるので、もしもそういう関係の新しい立法をするとすれば、憲法学者も民法学者も訴訟法学者も商法学者もフル総動員でちゃんとした立法をしないと、全然話にならない。先ほど、省庁間で縄張り争いをやっているのはよくないというのは、まさにそこなんです、サイバー法担当ということで一括してどこかでやらないと、たぶんうまくないと思います。たぶんそうなんだと思います。

○**薗部** 裁判実務を含めまして先生にお聞きしたい点いくつかあるのですが、引き続き予定されている講演を伺ってからにしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

7 ネットワーク社会における法

① 法を法として機能させるもの

前半は現状認識ということで固めてみたわけでありますけれども、具体的に法律家としての仕事は 何を考えてやっていったらいいのかということが、後半部分のテーマであります。

項目が3つ書いてありますけれども、「法のファームウェア化」というのと「ネットワーク・サンクション」という部分がシミュレーションで、その前提として、これ(法を法として機能させるもの)は誰でも分かっている理屈なんですけれども、再確認ということで項目として掲げたものです。

何が言いたいかというと、非常に簡単なことで、法というのは実際に法として実施されなければ意味がないということです。もちろん基本的人権などは、侵害されて目茶苦茶な状態にあっても「俺は人権がある」と言えるのでなければ意味がないので、そういうものはちょっと違います。しかし、普通の個別的な権利のレベルでいいますと、実際に実現されなければ意味がないわけです。民法上の権利でいえば強制執行の手段のない自然債務のようなものは、単にもらっても不当利得にならない程度で、いくら権利だといったところでしようがないわけですから、そんなのは大した意味ないです。つまり、何か法が法として意味がある、とりわけ刑罰法規については、実際に犯人を逮捕して刑務所にぶち込むことができなければ全然意味を持たないわけです。したがって、何が法として機能させているかというところは「実現の可能性」だというふうに一応考えることができる。

こういう前提で、法を実現させるものは何かという観点から着目していった場合、ネットワーク空間では何が実現させるのか、というところでちょっと考えてみました。

この着想は今から5年以上も前に遡るのですけれども、ネットワーク上の意思表示について考えて

いた時期があります。そのときに発信主義とか到達主義とかということをずっと考えていたのですけれども、そもそも意思表示の合致とかそういうことではなくて、電子処理がなされるだけで、本人の効果意思とは無関係に法律効果が生じる時代が来るのではないかというふうに思い至った。私は、その当時は、それを「処理主義」と名付けて、私の今回の教科書にもそれをまだ「処理主義」というふうに書いてあるのですけれども、処理主義というものは何なのかということを考えてみる。それは法解釈論的な切り口から表現すれば確かに処理主義なんだけど、実際にネットワーク空間でそれが実現されるための技術論的な方法論として、どういうふうにすれば処理主義が実現されてしまうのかという観点から考えてみますと、それはプログラム化されてしまうことだというふうに、だんだん考えが進んできたわけです。

これは既にインターネット以外のところでも、実は広範に認められる現象でありまして、例えばマイクロソフトの OSを買いますと、まずインストールしなければなりません。そして、インストールしようとすると、画面に窓のようなものが出てきて、「スクロールせてちゃんとライセンス契約書を読みなさい」と書いてある。普通は読まないで「次」というボタンを押しちゃいますよね。そして、

「以上の条件をあなたは全部承認するときにはこのボタンを押しなさい」。「いやだ」とやると全部消えちゃって使えなくなっちゃうわけですけれども、 [OK] とやると契約したことになります。だけど、ものすごく長い褌のような「使用許諾契約書」を読む人などまずいないし、私も読まないですよ。読んでも読まなくても、どっちにしろ「NO」といえば使えないわけですから、「YES」というしかないわけです。サブミットとかアクセプトとか何とかとパッとやるわけです。これは何かというと、読んでも読まなくても、あるスイッチをオンにするかどうかで法律関係が自動的に決まってしまうものです。さらには、そういう電子的なものの前に、いわゆる「シュリンクラップ契約」といいますけれども、包装紙をビリッと破いた途端に契約成立するよと、そういうふうなものが書いてあるものが今でもたくさんありますね。その有効性については、アメリカでもずっと議論があって、いろんな判例もあります。立法動向としてもUCCというのがありますが、UCCの2Bというものの関係で議論などされてますけれども、一般的にはしようがないかということで、あまり否定的ではない形で議論が進んできてます。

そういうふうに、何かスイッチを押せば自動的に出来上がるみたいな、法律効果が自動的に発生してしまう。私には何も効果意思などない。読んだのならばあるかもしれないですよ。少なくともあるはずだと言えるかもしれないけど、読んでもいなのだから、効果意思などあるわけがないです。でも、そこに書かれているとおりの法律効果は、たぶん否定できないのだろうと思います。

② 法のファームウェア化

そういうものがさらに高度化していって、私の考えによると、先ほどの Antitrust のところでなぜ

か最初に掲げられているような某メーカーが、もしもそのようなルールの強制の機能をOSの機能とかブラウザの機能として最初から組み込んであって、インターネット上で何か会社にとって不都合なことをすると自動的にそのブラウザが使えなくなるとか、OSが吹っ飛んでしまうような仕組みをもし入れてしまったらどうなるか。そういう議論です。

契約違反があった場合は、普通の訴訟手続ですと、債務不履行に基づく損害賠償請求の訴えを起こして、裁判所で何年か長々と弁護やった挙げ句に、せいぜい10万円取れて、それを弁護士さんに全部もっていかれて本人は泣く。こういうふうな構造になっているはずなんですけれども、損害賠償請求はしないかわりに、「おまえには使わせないよ」と実力行使を自動的にやる。強制執行を自動的に行ってしまうことになります。何か返還請求とか破棄の請求をする場合でも、本来であれば、ちゃんと訴えを起こして、その前にたぶん仮処分はするのでしょうけれども、正規の手続を踏んで、場合によっては執行官が出かけていったり、その他の方法によって取り戻したり、破棄したりするわけですけれども、プログラムによって自動的に破棄される。つまり、裁判と執行手段がプログラムの中に最初から内在されていて、都合が悪くなれば自動的に強制執行までいってしまうということになる。

これはいったい何なのかというと、要するにルールのプログラム化ということなんですけれども、あえてわざと「ファームウェア化」という表現を用いることにしました。「ファームウェア」というのは、ハードウェアとソフトウェアの中間を「ファームウェア」と呼ぶというならわしになっております。「NINTENDO 64」のゲームカセットはロムでありまして、円盤のようなものには入ってないのですけれども、あれもちゃんとした記憶媒体で、機械のようなものだけれども、ちゃんとディスクと似たようなものです。そういうようなロムチップに入っているものも含めて、とにかく契約書のようでもあり、単なるプログラムのようでもあるのだけれども、両方の力を持ったような「ファームウェア」というふうな感覚で考えてみました。要するに、本来は単なる合意であって、その合意を強制力をもって実施するためには、一定の裁判プロセスを経なければならなかったものが、最初から裁判を先取りしたものがプログラムとして最初から入っておって、何か不都合があれば一方的に強制履行みたいなところまでやれてしまう。そういうふうな仕組みが個々のソフトウェアの中でどんどんできてくるのではないかというふうな一つのシミュレーションなのであります。

③ ネットワーク・サンクション

個々のソフトウェアであれば、それを使わなければいいじゃないかということになります。

あるところで、コンピュータ関係の弁護士さんたち数人と私とで、酒を飲みながら議論していたと きのことですが、約5人で議論していて、そのうち3名は私と同意見でしたけれども、残りの1人は 意見留保で、最後の1人は大反対というわけです。「夏井さんの議論は抽象論としては分かるのだけ れども、いくらでも別のソフトがあるから、そういうのがいやだったらほかのソフトを使えばいいじ ゃないか。自由競争が守られるかぎり、夏井さんの理論は成り立たない」というわけです。確かにそのとおりです。しかし、例えばマイクロソフトの Windowsを使いたくないから、 UNIX をインストールし直して、UNIXのコマンドすぐ使えますよという人が、この中に何人いるでしょうか。いると思いますよ、何人かは。だけどほとんどいないと思うのです。まして一般の法律学者とか法学部の学生とか、弁護士のようなほど立派な知能を持ってない人が世の中にごまんといる。差別ではないのですが、実際にいるわけです。そういう人たちが何かできるかといったら何もできないです。要するに、電気屋さんから勧められたものしか使えないわけです。そうなりますと、確かに自由競争であるのだから別のものを使えばいいじゃないかというのは、理論として正しいのだけれども、実際にはそうならないよということを、そのときは酒飲みながらけんかしていたわけです。

そういう具合に、誰でもが使っているものを安易に取り入れるというのは、あたりまえのことですから、そのお陰で Windows 世界中で標準OSになったわけです。この先マイクロソフトでなくて他のところでも、これから何十年たっても、何百年たっても同じことが何回も繰り返されるのでしょうけれども、例えば世界に全部つながっているインターネットに接続するための基本的な技術を、どこか一企業が全部権利として取ってしまうとすると、企業にとって気に入らないものは自動的に予め組み込まれていたプログラムの機能によって、そのユーザーははじき飛ばすことができます。ところが、もしもはじき飛ばされる時点において、全てとはいわないけど、ほとんどの取引が電子マネーを使ってなされていたりとか、いろいろな通信が電子メールなどを使ってなされているような時代にもしなっていたら、インターネットを使えないということは、財布を全部とられるということと、誰とも連絡をとれないということと、その2つが重なると、要するに食料を手に入れることも、公共サービスを利用することもできないということを意味しますから、要するに「死ね」ということと同じになります。

私は、あまりきつく書くのはどうかなというふうに自分でも思ったものですから、本を書いたときには「ネットワーク・サンクション」ということで、「ネットワーク上の死刑に値する」というふうなことを書いたのですけれども、実はこれはリアル世界でも死刑に値することになってくるだろう。だから、これは避けなければならないことだというふうな考え方を持ってます。

こういう問題は、まだまだSFみたいに思われるかもしれません。けれども、一般論として、例えば、ネットワーク上でハッカーをやった学生がいたとします。悪いことです。大学以外の多数の人にものすごい迷惑をかけたと仮定します。学校当局は、そいつを退学させるほど悪いことだは思わなかったけれども、ネットワークを使わせることは禁止したとします。それだけだったら、単にネットワークからはじき飛ばされただけじゃないかというふうにお考えになると思います。けれども、仮にネットワークを使った授業を20単位取ることが卒業のための必修であると決められていたとします。

そういうことが決まっているとすると、ネットワークを使っちゃいかんと決めたとたんに、その人は 自動的に退学せざるを得ないのと同じことになります。永久に単位が取れないわけですから。今後、 情報教育がどんどん進展していって、そういうふうな情報ルールをきちんと守っていくということが 要求されるようになると、ネットワーク空間だけのサンクションの問題だったはずのものが、リアル 空間にもただちに反映されるということが現実に起きてきます。たぶん私が気がつかないだけで、本 当は、似たような問題がいくらでもあるのだろうと思います。もし、そういうのでいい例があったら、 私の講義のネタになりますので教えていただきたいと思うくらいであります。

こういうふうにあれこれ考えてみますと、我々法律家は、独占の問題だとか、標準化というものの ほんとに意味することをよく考えて、それは自由競争の範囲内ではないかと安易に構えないことが重 要なのではないかと思います。

自由競争は自由競争なんだけれども、本当の意味で自由競争を維持するためには、独占というものをどういうふうに考えるのか。しかも地球全体の問題ですから、一国の独占禁止法とか競争法などで何かやるということだけでは、そのエリアは何かできるかもしれないけど、ほかのところで別なことができちゃいます。国際協力というか、国際的な合意をどういうふうに考えるか。そういう問題がすごく大事になってくる。国内弁護士ということで普通の国内の民事訴訟とか刑事訴訟だけやっているよというふうなことが、たぶん一人の法律家としては許されないのだろうと、私はあえて言いたいなという感じを持っております。それぞれ得意不得意があるので、やれることとやれないことは当然あると思いますけれども、少なくとも関心は持たなければ、知らない間にどこかの一独占企業によって、あるいは多国籍企業かもしれませんけれども、ネットワークが独占されてしまって、それに従わなければリアル世界でも生きていけないような、へんなことになってしまうのではないか。それをとても恐れているわけです。

8 ネットワーク社会における法律実務家

ネットワーク社会が前提となったところで、法律実務家としては何をやっていったらいいのか。 「情報」という概念を軸にしてもう一度考え直す必要があるかなというところから、結論のほうをまずここで述べてみたいと思うのです。

法律実務家というのは、どの職種であっても「法情報サービス産業」であるという位置づけが必要でないか。まずこれが第一である。

法情報の伝え方というのは、データベース屋さんではないですから、検索してくださいとか、そう いうことではないのです。だけれども、正しい法情報をきちんと持っている。普通の一般人は法情報 を利用する能力がありませんから、自分が持っているだけではなくて、通訳というか、翻訳家というか、ちゃんと分かる形で伝える役目ももちろんあります。しかも、ネットワーク空間というのは、世界中に全部つながっているわけですから、日本法だけというわけにいかない。先ほど不法行為の例でも話したとおり、ある程度世界の動静を認識したうえで、どうなるかということをきちんとやっていかなければならない時代になっているわけです。そういう意味での現代的な意味での法情報サービス産業というふうに位置づけを考えてみる必要があるのではないか。

第二点は、そういうふうにやれるためには、「情報リテラシ」と書きましたけれども、かなりの程度インターネットその他の電子的な道具を使いこなせないと、たぶん駄目なんだろうと思います。もちろん電子的な道具を使えこなせれば 100%OKということは絶対あり得ません。電子的な道具以外の法情報源ももちろんたくさんあるので、両方を使えなければいけないというのが正確なところですけれども、現在の法律のプロフェッショナルは、電子的なもの以外のものについては、それぞれの工夫で使いこなせるようになっている人がプロフェッショナルとして生き残っているわけですから、それに電子的なものを使いこなせる能力をプラスαとしてきちんと持たなければいけないということが一つ。

それから、「情報倫理」のほうをあえて先に書いたのですけれども、使えるということは悪用できるということにもつながるわけです。これまでも弁護士倫理なり、学者は学者の倫理があるはずですが、そういうものが情報というものにシフトした形で新たな倫理のシステムを考えていかないと、法情報サービス産業という産業界としての倫理基準もいい加減なものになっていくだろう。これはあくまでも情報ネットワークを基盤にしたというところに着眼しているので、あえて「情報倫理」としているのですけれども、「情報倫理と情報リテラシに裏打ちされた新たなプロフェッショナル性」。くどいようですが、これは現実世界のものを捨てていいということは全く言ってません。これまであったものは、もちろん堅持していかなければならないのだけども、それにプラス α して、かなり厳しいけれどもやっていかないと大変なことになるということを言いたいわけです。

さらに「新たなルールの形成を見抜く力」ということであります。これまでも未来学者とか、アルビン・トフラーとかいますけれども、そういういい加減なことを言っているのではなくて、先ほど不法行為の例でお話しましたようなことがいくらでも現状の条文のままで起きてくるわけです。もしも近未来的に似たような権利に関する争いが起きたらどうなるかということは、世界の趨勢としてどういうルールを承認しているかということを認識し、その中から、それを日本法に導入できるのかできないのか、日本の裁判に導入できるのかできないのかのシミュレーションを常にやり、それでだいたいの見当をつけていくということが、弁護士がメシを食っていくためにも必要だし、学者としても正しいルールを予測するという意味で大事なことになってくるのではないか。

例えば、最近の立法例ですと、現在、中古ソフトの問題でどうのこうのとか議論されていますけれども、実はWIPOの著作権条約の中に関連したものがありまして、それを日本国の著作権法にどのように取り入れるかということで、立法論的に全部がちっと解決できるはずの問題を多く含まれると、私は理解してます。ただ、文化庁がそれについて曖昧な態度をとっているので、未だにわけの分からない状態が続いておりますけれども、他方でアメリカでも、その他の有力な国は、次々と一定のルールを承認しつつあって、世界的な規模でみると、ある方向に固まりつつあるといというふうに、私は認識してます。

そうなったときにどうなるかというと、日本法として日本の著作権法ではまだ決まってない問題でも、もしもそれが裁判になれば、裁判官は何かルールを考えなければいけないわけです。解釈論で解決できないものであれば、それは駄目だよというしかないですけれども、解釈論の幅の範囲の問題であれば、何かルールを考えていくわけです。考えるときに、まともな裁判官であれば、やはり世界的な趨勢を勉強しますから、そこでやはり影響が出てくるだろう。それをきちんと見抜いてなければ、例えば訴訟代理人になったときに、勝訴判決からは遠くなっていくということもいえてくるのではないか。

要するに、法律実務家でありながら法学研究者としての素養というか、努力というものが必要にってきて、これを個々人が全て持つというのは、実際には大変なことですので、それぞれの弁護士事務所なり何なりで、そういうスタッフを抱えていくということが、すごく重要なことになってくるのではないかという感じを持ちます。

現在、具体的に弁護士の方が何をやっているのか。ちなみに裁判官と検察官は、裁判官誰それ、検察官誰それと個人的にホームページを持つことは、禁止されいることではありませんけれども、やったら、所長から注意を受けることは間違いないでしょうから、私の知っているかぎりでは実名でやっている人は知りません。だけど、「何とかの何とかちゃんだよ」みたいな感じでやっている人は何人か知っています。非常に悲しい話ですね。悲しいけど現実です。

弁護士に関しても、まだ模索の時期でいろいろなタイプの弁護士ホームページがあり、先生方もご存じのとおり広告規制の関係でホームページを作ること自体がいいのかどうかという議論が未だにくすぶっておりますし、なかなか難しい状況ですけれども、この人たちは度胸あるなと思うような人たちがいて、しかも学術的な内容としても非常に優れたものが幾つかあります。すごいなと思うものを2つほど紹介したいと思うのです。

* (スライド写真) 岡村久道弁護士の情報法学日記

一つは、先ほどの『インターネットの法律実務』を書いた岡村久道弁護士のホームページです。こ こは何がすごいかというと、サイバー空間で起きるいろいろな法律的な問題のニュースを、とにかく あちこちから集めてきて日本で一番早く、電車の「吊し」という広告ありますね、見出しだけ見ればだいたい中身わかるわけですけれども、あれ的なものを個人の努力で世界中から集めてきて毎日「日記」という形で出すというすごい人です。これはまさに6月19日ですので昨日になります。今朝はまだ作ってなかったのじゃないでしょうか。作っているかもしれないけど、まだアップしてなかったのかもしれません。これを見ていると、動向というものがよく分かります。バックナンバーがあるので、それを全部かってにコピーしてエクセルか何かに貼りつけて整理しておくと、全部脚注にまわして本文だけ適当に書けば論文が書けちゃうという非常にありがたいものです。でも、あまり露骨にやると岡村先生に悪いので、分からないようにやりますけれども(笑い)、ありがたいところです。

こういうふうに個人の努力でやっているのですけれども、果して個人の努力に任せておいて、平気でいていいのだろうかという問題を考える必要があるのではないか。岡村先生というのは、私、個人的にお会いして、非常に優れた方だと思いますけれども、どんなに優れた人間でも個人ではどうしても能力の限界があって、どこかこれで終わりだよという部分があるはずです。そこを何らかの形でシステマチックにやっていかないといけない。法情報というものを獲得して、分かりやすい形で整理して、そして整理されたものをきちんと提供していくという仕事を組織だってやっていかないとうまくないだろうと思います。

* (スライド写真) 桐原和典弁護士の電脳空間法律

この方は桐原さんという弁護士さんで、たしか二弁だったと思いますけれども、こう言っては失礼ですが、すましたような写真しか映っていません。しかし、これもさっきと同じで、下のほうにズルズルッとやると目次みたいなものがたくさんあります。この先生のホームページもすごくいいなと思ったのは、このホームページができあがる以前にすごいと思ったんです。どうしてこのホームページができる前にすごいと思えたかというと、桐原先生は、今年3月までアメリカのほうにお住まいだったようで、全然違うところに似たようなホームページがあったんです。私は、それを読んで、これはすごいと思っていたのですけれども、桐原先生が日本に戻ってこられたときに、そのホームページが無くなっちゃったんです。それで、ずっと探していて、「あっ、見っけ」という感じで見つけたわけです。内容的には変わってなかったですけれども、違ったのは、写真がかっこよく載っているところが違っていたのですが。

どういうふうにすごいかというと、この先生がアメリカで研究してこられたのは、裁判管轄とか準拠法とかです。正確にいいますとインターナショナルではなくてインターステイツの問題で、州と州との間の州際取引とか、あるいは州をまたがった犯罪などの場合の裁判管轄とか準拠法の問題であります。アメリカは50ぐらい州がありまして、しかもすごくでかい国ですから、世界を縮小された一つの模型だと理解できるのではないかと私は勝手に思っております。主権国家同士の国際的な裁判管轄

の問題とか準拠法の問題の今後の動向を見るうえで、もちろん国際司法でも何でもいろいろな学説は ありますけれども、裁判例として実務的な観点から参考になるなと思われるのは、まさにアメリカの 裁判例で、いくら読んでもなくならない、死ぬほど読まなければさっぱり分からないというふうな、 ものすごい膨大な分量の裁判例がネット関係だけでもあります。ネット上の取引とか、ネット上の犯 罪などの問題の準拠法とか裁判管轄の問題を考えるうえで、ものすごい参考になって、この方のご努 力というのは敬意を表したいと思います。

この方と直接お会いしたことはないので、間接的にしか知らないのですけれども、ものすごく優秀な方だともちろん思います。しかし、やはり個人で全てをやるのは絶対無理です。これも日本中の法学者が寄ってたかって、実体法でも手続法でも全部そうですけれども、国境を越えたときに、あるいは国境がなくなったときにどうなるかという問題を真剣に考えて、どんどんいろんな事例を分析するなり、新しいことを考えていってくださらないと、結局アメリカで積み重ねられた膨大な判決が一つのセットみたいなものになっていって、じゃ世界中でそれにならいましょうという形になっていくと、結局アメリカのルールが世界のルールになってしまいますから、そういうことで本当にいいのだろうか。こういうことをものすごく危惧している。

危惧しながら、いま紹介しました岡村先生も桐原先生も、すごく積極的にそういうふうな研究を自 らなされて、自分のご意見を出されていることに、本当に敬意を表したいと思います。それで、あえ てここで紹介したというわけであります。

* (スライド写真) 法情報学ゼミHP内の英語版日本法紹介リンク集

法情報学ゼミというのは、私のところです。法律関係で日本語のホームページしかないかというと、 そんなことはなくて、英語で書かれたものがものすごくたくさんあるのです。ただ、個人でちょっと ずつしか持ってない。そういうものを全部集めたものがなかったのです。情報発信というけど、日本 人が日本人に対する情報発信しかやってなかったわけです。私、正直に言いますけど、語学能力は非 常にレベルが低くて、英語でものを書くというのはすごく苦痛です。苦痛なんですけれども、誰かが やらなければいけないので、とにかく集めてみたというのがこれあります。

かなりインチキくさいのですけれども作ってみたら、全然知らない人から幾つか電子メールをもらいまして、「英語しか話せない人々にとって非常にありがたい」、「助かるものだ」というふうな激励に近いものをいただいて、すごく嬉しかったです。アメリカのいろいろな考えがけしからんとか、政治学者がいったり、経済学者がいったりするのは、それは評論の自由ですけれども、何も対案も出さないで、あるいは日本はこうだということをきちんと英語で説明できなくて、それで「だめだ、だめだ」と言ったって、聞きたくても分からないわけです。日本には日本のきちんとした学問もあるし、伝統も文化もあるわけだから、そういうものを相手に分かる形できちんと出していかなければいけな

い。

とりわけ法律情報については、日本の法体系はアメリカとはかなり違う部分もあるので、英語で翻訳したところでも相当理解しにくいだろうと思いますけれども、日本語で理解しろというのは土台無理なことを要求していることになるので、英語で何かやっていくしかないのだろうと思います。

これも私のだけ努力ですと、自分で何か作っていくというのは当然限界があって、私が作ったものもあるのですけれども、ちょっぴりしか作ってません。ほとんどは人のものをリンク張っているだけです。もし私の成果として認められるとすれば、とにかく集めたというところだけしかないのですけれども、こういうふうなものも全ての研究者がやっていってもらわないと、まずいのではないかというふうなことを考えます。

その具体的な中身は、アメリカのものも含めたいろいろ検討したものを、日本語でも発表するし、 世界的には英語で発表すれば、かなり多数の人々をカバーできるわけだから、英語で下手でも何でも とにかく発表していく。別に上手な美しい英語の文章を読みたくてアメリカ人は日本のサイトに日本 の法律に関するアーティクルを探しにくるわけではなくて、中身を知りたくて、ここは文法的に間違 っているとかそういうことはよく分かっていて、それでも中身をちゃんとくみ取っていくわけですか ら、中身でバンバン勝負すべきではないかと個人的には思うのです。これまで全くなかったとは言い ませんけれども、そういう部分がこれまで非常に弱かったのではないか。

全部をトータルで考えていきますと、「対象」がリアル世界のものとはかなり違うものを扱わなければいけないし、しかもそれが単にバーチャルだというのではなくて、世界中に広がっている対象を対象としなければいけなくなってきたということ。それから、実際にそういうものを対象として何かをするための「道具」も電子的なものになってきた。そういうふうな状況の中で法学者あるいは法の実務家の「存在」自体も変化してきている。そういうふうに考えるわけです。

9 今後の展望

* (スライド写真) 今後の展望

しかし、ただそれだけでは現象の説明にすぎないと思います。そこで、これからどうしていくかという基本理念が必要だろうということで、幾つか考えてみました。

これがその図ですけれども、これまで情報関係のものには、もちろん学問がいろんなのがあって、例えばプログラムだとか、コンピュータのアーキテクチャーの組み立て方とか、通信のプロトコルの組み立て方とか、そういう学問はいくらでもあって、理学部とか工学部の立派な人たちが一生懸命考えているわけです。それでスーパー・コンピュータをつくったりとか。それはたぶんシステムの側の学問である。じゃ、これはいってみれば重箱みたいなもので、重箱の中身は何ですかというと「情

報」なわけです。中身自体を扱うもの、要するに製品としてのソフトウェアの作り方というのは、どちらかというとシステムに関係するもので、実際に私が「一太郎」というワープロソフトを買って一太郎を使います。でも、パッケージを開けただけの一太郎では使い物ならないから、一生懸命自分なりにチューニングして、辞書も覚え込ませて、実際に何をやるかといったら、私の文章を作るわけで、一太郎というシステム的な道具だけを使ってやっていることというのは、私の情報を作っているわけです。それを誰がやっているかというと、ユーザーである私がやっているわけです。これまで、情報がらみの学問研究でおろそかだったのは、重箱の中身である饅頭の学問と、饅頭を食べるユーザーの学問というのが、たぶんなかったのだろうと考えてます。

これを法律家のレベルに当てはめると、専門家の言葉で法律家にしか分からない言葉でちゃんと会話ができるわけだし、優秀なシステムエンジニアとかそういう人たちが彼らにしか分からない特殊なコンピュータ用語でちょっとしゃべれば、ほとんど全部分かっちゃう。素人がそれを分かろうとすると何百冊も本を読まなければいけない。そういう世界とほとんど同じで、専門家同士では分かるのだけれども、その専門家がやっているのは何かというと、クライアントであるとか、その他のユーザーのために実際の事件を扱っているわけで、中身である実際の事件のあり方とか、クライアント自体についての学問というのは、これまであまりなかったように……ないとは言いませんよ。例えば、犯罪学、犯罪心理学とかそういうのはまたがっているのだろうと思っています。だけれども、こういうふうな形で重箱と饅頭と、それを食う奴がいるのだというふうに、明確にそれぞれ学問体系としたら別だということは、あまり意識されてなかったのではないかと思います。

こういう構造だということを一つの理念として捉えたうえで、電脳時代に対応するような電脳弁護 士あるいは電脳法学者になるというだけのことだと、やはり個々にとどまっていることになって、饅 頭とそれを食う奴が置いてきぼりになってしまうかもしれないので、理念としては、こういう構造の 中でいったい自分は何をやっているのかということを、常に意識する必要があるのではないか。私自 身は、ちょっとだけ饅頭をやっているよというふうな、法情報学というのは、そういうふうなことに なるわけですけれども、そういう意識であります。

すごく抽象的で雑駁な議論でありますけれども、今日述べようと思ったのはここまでで、実は、このあと具体的に、じゃ弁護士と弁護士事務所の現状はどうかというのは、私は全くしゃべる権利を持ちませんので、ここは園部先生にお願いしたいと思います。

○薗部 「日本の弁護士及び弁護士事務所の実状」ということで、簡単なご紹介をしたいと思います。 私は、東京弁護士会に所属しておりまして、いま東京弁護士会ではホームページが開設されています。 す。平成8年からコンテンツをどういうふうにするかということでいろいろと

議論したのですけれども、そもそも開設するということ自体でかなり反対論がありました。

要するに、我々の世界、特に弁護士会になってくると、一つの意見を公開するということが、ある意味で関係各所から批判の対象になるということで、かなり議論されたのですけれどもが、何とか今ホームページを公開してやっているというのが実状です。

コンピュータをどう活用していくかという形で議論をする場をつくろうということで、つい3日ぐらい前ですか、コンピュータ運用協議会というのが東京弁護士会でできました。

当面は、パソコン70台ぐらいをLANでつないで、グループウェアのソフトを入れて、一応電子メールで会議をしたり意見交換をしたりというような状況になっています。ただ、個々の弁護士事務所と日弁連とのネットワークというのはまだできていない。こちらのほうでインターネットを使ってホームページを見て情報を増やすとか、こちらから何らかの情報を発信するというようなことしかできてないというのが現状です。

夏井先生のほうに、むしろ裁判官としての経験を踏まえて、いろいろと質問したい点も私のほうもたくさんあるのですが、きょうせっかくこういう場を持っておりますので、会場の皆様のほうから、 先生のほうに特に聞きたい点があれば、ご質問をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。 中村先生、お願いします。

○中村(弁護士) たいへん貴重なお話をありがとうございました。

「質問用紙」があったので4つほど書いてみたのですが、集める人がいないので口頭で述べたいと 思います。

1つは、日本の判例を広くインターネット上で提供しているところがあるのかどうか。私たちは、 ご存じのように第一法規とか新日本法規が出しているものを何十万もかけて買ってやっているのです が、あんなバカなことしなくても、インターネットを経由して提供できるのではないかなと思ってい るのです。それと、外国では判例のインターネット上での提供はどうなっているのか。もしご存じで あれば教えてもらいたい。

2つ目は、裁判所、検察庁はそれぞれ独自に判例データベースをつくっておられるということを聞いておりますが、これがインターネットでのアクセスが可能にならないものかということを、前々から思っておるのですが、そのへんについて、裁判所におられたご経験を踏まえてお話しいただければと思います。

3つ目ですけれども、電子情報の原本性の確認ということを訴訟上はどうやってやるのだろうかということを、ひとつ心配をしております。

4つ目に、インターネット上の情報が間違っていても、それを引用して証拠に出したり使ったりする人が出てくるわけで、先般アメリカで、ボブ・ホープが死亡したという情報が流れて、アメリカの議会までああいうのが流れて、追悼の言葉までみんなに知らすという、ああいうことが起こるわけです。訴訟上の利用に当たっての留意点というものを、こういう事例を踏まえて先生のほうでお気づきの点があったら教えていただきたい。

以上でございます。

○夏井 先生方もご存じのとおり、条文関係は個人の努力でいろいろなデータベースができているし、 金沢大学などは大学でやっていますけど、判例についてはございません。なぜないのかと言われると、 ないからないのだとしか言いようがないのです。私自身もそういうのがあるべきだと思っているので す。ただ、私の個人の努力で限界までやってみて、どうにかできているのは、コンピュータとかネッ トがらみの判例だけ、とにかく集めてきてホームページに載せるのがやっとで、半年の間に100件く らいしかできないです。やはり個人では無理です。そればかり仕事やっているわけではないので。

じゃ、どう解決したらいいのかという問題ですけれども、たぶん裁判所が変わらなければ駄目なんだろうと思います。アメリカの場合には、別にWest とかそういうところに売りつけているわけではないのだけれども、判例会社がしっかりしているから、そういうところが分刻みで出来上がったばかりの判決を取りにきて、どんどんデータベースにぶち込むという形になってます。同じようなことをボランティアでやっている人もたくさんいて、Westが困ろうが LEXIS が困ろうが関係なしにどんどんインターネットに載せてくれます。そういうありがたいボランティアが山ほどいるものですから、インターネットからアメリカの判例がただで拾えるんです。そういうのを一つ一つ当たっていくのは大変ですので、どこで当たったらいいかというと、Find Lawというところがあって、そこのサイトに行くとそういうものがリンクで全部探せるので非常に便利です。

日本の場合には残念ながら、こういうのはありません。先ほど例にあげた関西の先生というのは園田寿先生なんですけれども、「電脳の世界の刑法学」というサイトです。そこには、猥褻判決だけは略式に至るまで全部揃っているということ、これは、よく考えてみるとボランティアで人的なネットワークができているということがいえると思うのです。それぞれの先生方が自分の敗訴判決で非常に恥ずかしいものであっても提供するという勇気を持っていただければ、それから、自分が敗訴側で勝訴側がそういうふうなものをネット上に出したときに、面白くなくても我慢するという勇気を持っていただけるのであれば、弁護士の先生方の互いの協力だけで、昔のものはともかく新しいものは完璧な判例データベースを順次作っていくことは可能ではないかと思うのです。

弁護士の側にその責任を押しつけて、裁判所がやらないのはけしからんというのはもっとな議論で、本来は裁判所がデータベースを作ればいいのでしょう。ですが、大蔵省がいくらでも予算を値切って、さっぱり人件費もくれないような時代に、毎日何百件も出てくる判決を誰がデータベースに整理してインターネットに載せるのかといわれると、そのための職員の人件費などはとても大蔵省は認めません。実際問題として、裁判所の職員だけをかばう気はないのですけれども、私が見ていた状況、地裁の現状では、ものすごい過酷な条件の中で残業したり、自宅に持ち帰って調書を書いたり、そういうことをやっている状況の中で、これ以上のことは、私の立場でも「おまえ、コンピュータを勉強して何かやれ」ということは、とても言える状況ではなかったです。

じゃ、判決原本を裁判官が持っているのだから、一人一人インターネットに載せたらいいじゃないかということになってきますけれども、それはなかなか難しいと思います。さっきホームページを実名で出すのは難しいと言ったのと同じような意味で難しい問題があるのではないかなと思います。

検察庁についても、裁判所についても、ある領域についてはデータベースがあります。裁判所から 出されている資料を丁寧にお読みになれば、いったいどういうデータベースがあるかということはす ぐ分かるはずですし、最高裁のホームページをじっくりとご覧になれば、ある分野については最高裁 の中にもデータベースが存在することがわかるはずです。そういうものがあるのですけれども、デー タベースができる前の時代から判例委員会なるものがあって、雑誌とかそういうものに載せるものは、 これが判例として正しいものだというふうに、裁判官会議みたいなところで承認されたものしか出し ませんでした。そういう歴史がずっとあるものだから、ペーペーの裁判官がどんどんデータベースに ぶち込んだとすると、偉い裁判官から怒鳴りつけられるかもしれないですね。検察庁だと、もっとそ うかもしれないなと思います。

答えになってないかもしれませんけど、あまり本質的でないところで止まってしまっているかもしれないと思います。アメリカでも、インターネットで判決を公表するというふうにぶちあげた裁判官がいるということが、何ヵ月か前に報道され、話題になっていましたね。組織の人間というのは、組織のルールがあって、なかなか難しいです。

3番目の情報の原本性という問題ですけれども、これはおっしゃるとおりで、私の「夏井説」によると、電子データについては原本というのは複数あるのだという考えですから、そこでそもそも原本という考え方は全然変えなければいけないのですけれども。内容は別にして歴史的に最初に作られたものがオリジナルなんだという考え方をとったとすると、それが最初に作られたものであるということを、どこかの認証機関に認証してもらって、それで登録するという方法。それに電子署名を付けるという方法で、原本性を確保するということは理論的には可能だと思います。ただ、日本の場合それが非常にやりにくいのは、そういうふうな認証機関として、どの官庁が所轄するかというくだらない

権限争いが存在することです。実際にそうですので、なかなか大変かもしれないなと思いますが、理論的には可能です。そういうふうなものをきちんと正しいスタイルで、あまり問題のないというか、誰でも信頼して使えるような認証機関をどこに任せるかということは、我々法律家が実務家と研究者が、きちんと意見表明していくべき問題ではないかと思います。要するに、認証機関の問題だと思います。

それから、インターネット上の情報が間違っていた場合というのは、アメリカの場合と日本の場合とでは状況が全然違っていて、正確にいうと英米法と日本法とでは全然状況が違っています。英米法の場合だと、一定のフォームなり何なり、あるいは署名が法律行為の要件として要求される場合が多いので、だからこそデジタル署名どうのこうのという議論にもなっていくわけですけれども、日本だけに限定して言うと、基本的に自由心証主義ですから、心証を標準的な形でどこまでとるかという問題になるのだろうと思います。

確かにインターネット上の情報は間違っているものとか偽物もたくさんあるし、その程度のものだとして、それが標準となる心証度のものとして捉えるべきだというルールを確定してしまえばいいのだと思います。そういうふうなルールを確定するためには、所詮そういうものだということをきちんと研究者なり実務家が調べて、論文を書いたり、あらゆる場面で、こういうふうなことがあるということをきちんと実例として挙げていって、そういう認識を広くもってもらうことが大事ではないか。理論的には、どっちでもあり得るわけですけれども、実証するということが大事で、そういうふうな認識が、まさにインターネットを使って共通に持てるようになれば、心証度はそう高く持てないのだということが認識されるわけですから、インターネット上の情報を妄信して判決するとかそういうことはないし、あるいはクライアントのインターネットから拾ってきたいい加減なものを信じてどうのこうのということも、ある程度まで防げるのではないかと思います。この程度でよろしいでしょうか。

○司会 時間が過ぎておりますけど、もうお一方だけ質問を受けたいと思います。

○三枝 一つはごく簡単なことですけれども、先ほど来いろいろな方のホームページがあるというお話があって、大変参考になるのですが、そういうホームページがあること自体、我々は知らなかったのですけれども、どなたが、どういうものを出しているかということを、どうやって私たちが知ることができるかということ。

もう一つは「情報倫理」にかかわる問題で、これは必ずしもネットに載っているかどうか分かりませんが、例えば企業の情報。特に最近は不良債券問題がありますけれども、簡単に言うと、不良債券をどう定義づけるかにもよりますけれど、例えば6か月間金利の支払いがない債券ということであれば、金融機関はほとんどコンピュータ会計やってますので、そんなに時間かからずに出せるはずです。

そういうものを一体公表するかどうかということで、最近のテレビ討論会で、金融機関でそれを出さなかったのは、それを出すと大混乱が起きるので、それに対する金融不安が起きないという制度的な保障、例えば昭和銀行と同じで平成銀行のようなことで、政府は30兆円ぐらいカネ出して金融機関を救済するのだということを、きちんと制度的につくらないと公表できないのだというふうなお話もありました。そうすると、倫理の問題も超えてくることになるのですけれども、それと情報公開とも関係するのではないか。情報倫理という問題で、ある意味ではそういった制度的なものを含めて倫理として考えていくほうがいいのか。将来的に、そういった問題をどういうふうに、今から予測するのは難しいかもしれませんけれども、どういうふうに位置づけて捉えていったらいいかという問題です。

○夏井 ホームページの問題は、ホームページを作る人って、一種の癖みたいなものがあって、リン ク集というのを作りたがるんです。なんで作りたがるかというと、最初に自分でコンテンツを作るの けっこう大変なんで、なにか手っとり早く作る方法を探します。それで、リンク集といって「ほかの 人のホームページありますよ」という目録みたいなものはわりと簡単に作れちゃうものですから、そ ういうのがあると、何頁もあるようなホームページが一気にできるわけです。そうすると、あまり手 間かからないでホームページが作れちゃうものだから、最初はそれで満足する時期というのがありま す。人間の成長と同じように、だいたい同じようなプロセスを経ることになっていて、そういうわけ で法律関係である程度まとまったホームページを作っている人は、たいていどこかにリンク集という のを持っているわけです。ですから、ある程度大きな法律関係のホームページをどこか一つ探し当て たら、そこから順番にイモずる式でいろんなものが見つかるということになります。それぞれのリン ク集は、それぞれボランティアでやっていることなので、それぞれの癖とか個性が出まして、もちろ ん網羅的にはならないのだけれども、10個ぐらいそういうのを知っていて全部まとめると、だいたい 網羅的になります。私はどういうふうにしてやっているかというと、世界中で30個ぐらいですか、目 ぼしいところを見つけていて、それを順次1か月ぐらいで巡回しております。そうすると、1か月に 1回ぐらいはいいネタが見つかってきて、それで研究題材にできるというふうな感じです。でも、そ もそも法律のホームページがどこにあるか分からないという方は、とりあえず私のホームページに来 ていただけますと、リンク集がありますので、そこから辿っていくと、いろんなものに行けると思い ます。私のアクセスカウンターもまた一つ上がって、かっこいいということになりますので、よろし くお願いします(笑い)。

企業情報の関係ですけれども、これは非常に奥深い問題があって、国家というものをどう考えるか という、たぶん憲法の先生にお話をしていただいたほうがいいのではないかという問題が根底にある というふうに理解してます。 というのは、例えば銀行の取引情報とか、個人の信用情報ではなくて銀行全体の信用情報について、不良債権の情報とかそういうものを、誰がどういう利益でアクセスできるのかという観点からみてみると、アメリカ人は、とにかくアクセスできることが大事だというふうな考え方を強く持っている人が多いようです。情報をきちんとつかまなければ正しい民主国家もできないし、単に経済という観点から見ただけでも、正しく投資していいのかどうかという判断ができない。投資の判断の材料がなければ、そもそも投資というものはできないわけだから、自由主義経済体制とか自由主義をきちんとやっていくためには、悪い情報でもいい情報でも、きちんと提供されなければいけなくて、その提供された情報に基づいて、かけるかかけないかは個人の自由だ。そういう考えがアメリカ人の場合には徹底しているのだと思います。

ところが、日本人の普通の考え方でいうと、先ほども、個人消費者とか個人のレベルの保護は非常 に弱いということを、ちょっと悪口言いましたけれども、たぶん企業情報の関係でも、個人投資家と いうのは一番疎外されていて、大口投資家はインターネットで知らなくたって、ちゃんと本当は知っているわけだから、全然痛くも痒くもなくて、むしろ大口投資家にとっては、バレることが非常に怖いということがあると思いうのです。つまり、この問題は本質的には、ものすごくたくさんの数の小口投資家とか、銀行顧客を犠牲にして、ごく一部の人の利益だけを守るという日本の社会の組立方全体の問題なのではないかと思うのです。

ただ、アメリカのいき方と日本のいき方が、これまであまりにも違って何十年もずっと来てしまったために、もしアメリカ流のやり方をいきなり日本に導入したときには大混乱が起きることは間違いない。となるとどうするかというところで知恵を絞るのは、まさに三枝先生もそうですけど、商法の先生方のお知恵を借りたいところだ、というふうに返したいなというふうに、すみません、思っております。

○司会 それでは、夏井先生、園部先生、長い時間ありがとうございました。

○**薗部** まだまだ議論も質問もし尽きテーマだと思いますが、夏井先生は、きょう懇親会のほうにも ご出席いただけるということですので、ぜひご来場の先生方におかれましては、懇親会の方にぜひ出 席してください。明大法曹会の方からも重ねてお願いいたします。